

武蔵野市住民投票条例（仮称）素案

（武蔵野市自治基本条例の一部改正素案を含む。）

文書による意見を提出される方は、9月3日（金）までに郵送、ファクス又はEメールにて下記へ提出してください。

（提出先）

武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-5638

令和3年8月

武 蔵 野 市

目次

I はじめに

- 1 住民投票制度検討の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 懇談会で議論された本市の住民投票制度の趣旨について・・・・・・・・ 1
- 3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について・・・・・・・・ 2
- 4 住民投票実施までのおおまかな流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案 本文・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 資料編

- 1 関係法令抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 武蔵野市自治基本条例逐条解説 抜粋（第19条）・・・・・・・・・・ 34
- 3 武蔵野市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案に対する意見一覧・・・・・・・・ 42
- 5 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案に関する無作為抽出市民アンケート実施結果・・ 54
- 6 武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

1 はじめに

1 住民投票制度検討の背景

令和2年4月1日に、武蔵野市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）が施行されました。この条例は、本市がこれまで培ってきた、市民参加や市政運営のルールを「武蔵野市の自治」として未来にわたって継承し、発展させていくために条例として明文化したものです。

この条例の第19条に、住民投票についての規定があります。これは、自治基本条例の制定に向けて2年以上にわたって検討を行ってきた「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の中で、本市の自治を推進する仕組みの一つとして、新たに住民投票制度を設けることが議論され、その内容について大枠としての方向性が示されました。

これを受けて、自治基本条例においては、第3章「参加と協働」の中に「住民投票」についての規定が盛り込まれました。自治体として、新たな投票制度を設けるにあたっては、制度全体についての詳細な設計を行ったうえで制度化する必要があるため、自治基本条例においては、本市の住民投票制度におけるもっとも基本的な部分のみを規定しています。そのうえで、別途住民投票条例（仮称）を制定することを前提として、この第19条については付則において「別に条例で定める日から施行する。」と規定しています。よって、今後この第19条を施行し、本市としての住民投票制度を確立すべく、住民投票条例（仮称）の制定に向けた検討を行うこととしました。

なお、自治基本条例の中で規定している住民投票制度の内容については、巻末資料34～35ページ（自治基本条例逐条解説の抜粋）をご参照ください。

2 懇談会で議論された本市の住民投票制度の趣旨について

懇談会においては、本市における住民投票制度導入の可否から議論されました。住民による住民投票の発議については、地方自治法に基づき有権者の50分の1以上の署名があれば市長に条例制定を請求できますが、これを議会が可決しないと住民投票は実現しません。市政運営は、二元代表制として住民からの信託を受けた市長と議会が、責任を持って行っていくことを大前提としつつ、しかしながら市政運営に係る全ての案件を住民が選挙により市長と議会に白紙委任しているわけではありません。個別の問題や事柄において、市長と議会がどうしても市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が今後起こらないとも限らず、もしそのような状況となった場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという現行の法制度については、本市の自治の推進を鑑みた場合には不十分ではないか、という議論がなされました。その結果、実施の要件としての必要署名数については、有権者の50分の1よりも多い数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型の住民投票制度を本市において設けるべきであるという方向性が示され、これに基づき自治基本条例第19条において住民投票が規定されたという経緯があります。

したがって、本市における住民投票制度は、あくまでも市民自治の推進を目的としているものであり、例えば市長や議会がこの制度を使って住民投票を行うことは、その趣旨から外れるものであること、そしてこの制度は二元代表制を補完するものとして、住民にとっていざというときのための伝家の宝刀としての役割を持つものであり、この制度が存在することで、市長

と議会がともに住民の信託に応えるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと位置付けているものです。

3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について

懇談会における議論や他の自治体の先例の調査などから、本市の住民投票制度において特に重要と思われる15の論点を選定し、検討を行った結果、令和3年2月に、「武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案」（以下「骨子案」という。）を作成しました。骨子案に対しては、パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見、市職員アンケート、無作為抽出市民アンケートなどにより、様々な意見が寄せられました（お寄せいただいた意見の内容とそれに対する現時点の市の考え方については、巻末資料42～53ページをご参照ください）。

これらの意見を踏まえ、庁内において更なる検討を行い、この度「武蔵野市住民投票条例（仮称）素案（武蔵野市自治基本条例の一部改正素案を含む。）」（以下「条例素案」という。）をとりまとめました。

条例素案における基本的な方向性は、以下のとおりです。

(1) 廃置分合・境界変更を行う場合は、必ず住民投票を行うこととします。

合併などの廃置分合や一つの丁目以上の規模の境界変更については、全市民にもれなく影響を及ぼす重要事項であることから、今後、これらを行うことがあるとすれば、必要署名数等の要件を設けずに、市長の決定により、必ず住民投票を行うこととします。

(2) 住民投票の請求（発議）をすることができるのは、住民のみとします。

本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは住民のみとし、一定の署名数が集まれば、議会の議決を要せずに、住民投票を行うことができます。

(3) 発議に必要な署名数は、投票資格者総数の4分の1以上とします。

住民発議による住民投票が行われるのは、二元代表制が機能しない「よほどの事態」に限られることから、発議に必要な署名数は、投票資格者総数の4分の1以上とし、投票資格者総数の2分の1以上の投票があった場合に成立するものとします。また、条例に基づく住民投票制度では、投票結果に法的拘束力をもたせることはできないため、議会と市長は、成立した住民投票の結果を尊重するものとします。

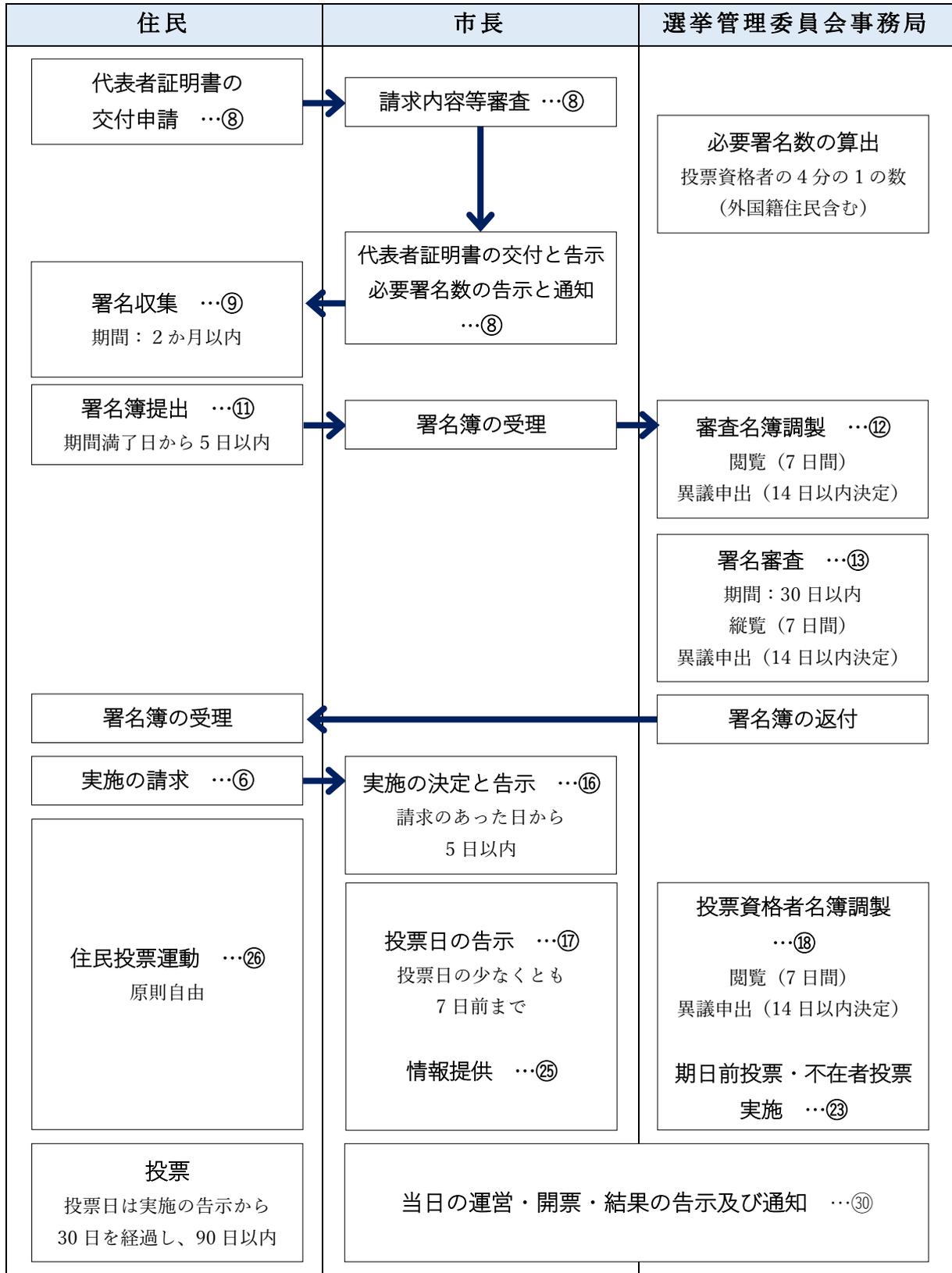
(4) 投票資格者には外国籍住民を含みます。

「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進するためには、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の方にも意見を表明していただく必要があります。適法に在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方の投票資格は、日本国籍の方と同様とします。

この条例素案では、上記の方向性に則り、本市における住民投票制度の具体的内容を定めています。今後、条例素案に対する市民意見交換会及びパブリックコメントの実施などにより、広く意見を募ります。その後、お寄せいただいた意見を十分に考慮したうえで、条例案を市議会に上程し、令和3年度中の制定、令和4年度中の施行を目指します。

4 住民投票実施までのおおまかな流れ

※図内の番号（⑧など）は、4ページ以降の
素案本文の項目番号を表しています。



II 武蔵野市住民投票条例（仮称）素案 本文

1 目的

○この条例は、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更の申請を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民に直接その意思を確認する住民投票の制度を設けることにより、住民の意思を市政に的確に反映し、もって市民自治の推進に資することを目的とします。

【説明】

- ・この条例は、自治基本条例第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更を行う場合のほか、市政に関する重要事項について、住民に直接その意思を確認する住民投票の制度を設けることにより、住民の意思を市政に的確に反映し、市民自治の推進に資することを旨とします。
- ・議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければなりません（自治基本条例第21条第1項）。また、その過程においては、議会及び市長等は、必要に応じて市民との意見交換の場等を設けるものとされています（議会基本条例第9条・自治基本条例第15条）。
- ・このように、市政とは、二元代表制として、選挙により住民からの信託を受けた議会と市長とが、市民の意思を把握したうえで審議を尽くして合意を形成し、運営していくことが大前提です。住民投票制度を設けることにより、この大前提を崩すという考えは、全くありません。
- ・しかし、合併などの廃置分合や一定の規模の境界変更については、全市民にもれなく影響を及ぼす重要事項であることから、これを行おうとする場合は、署名等の要件を設けずに、市長の決定により、必ず住民投票を行うこととします。
- ・それ以外の市政に関する重要事項については、議会、市長等及び市民の間に重大な意見の相違があると認められる状況が起こった場合に、住民発議による住民投票を行うことができるものとします。
- ・「重大な意見の相違があると認められる状況」とは、議会と市長等との審議がどうしても折り合わず、合意が得られる見込みがない、あるいは合意が得られた場合でもそれが市民全体の意思とは反するものだとして、一定数以上の者の連署により、住民投票の実施が請求される状況を指します。
- ・これらの場合において、住民投票を実施し、住民の投票により直接その意思を確認することは、本市の市民自治の推進を鑑みた場合必要であると考えます。
- ・本市の住民投票制度は、あくまで市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合や境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」とし、議会と市長等は、この制度があるからこそ、市民の信託にこたえるためのより一層の努力、つまりは、住民投票が行われることがないよう努力していくことが期待されるものと位置付けられます。

2 定義

- この条例において、「住民」とは、住民投票の投票資格者のことをいいます。
- 上記に定めるもののほか、市民、市長等、市など、この条例で使用する用語は、自治基本条例の定義と同様とします。

【説明】

- ・この項目では、この条例で共通となる用語の定義について規定します。
- ・この条例で、「住民」とは、住民投票の投票資格者（本市の住民基本台帳に3か月以上記録されている満18歳以上の方）をいいます。
- ・上記のほか、「市民」、「市長等」、「市」などの用語の定義は、自治基本条例と同様です。

3 住民投票の対象となる境界変更の要件（自治基本条例の一部改正素案を含む。）

- 自治基本条例第19条第1項を改正し、住民投票の対象となる境界変更は、全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限ることとし、具体的な規模はこの条例において定めるものとします。また、地方自治法第9条の規定による境界変更の申請を行う場合も住民投票の対象となることを明記します。
- 自治基本条例第19条第1項の改正を受けて、この条例で定める住民投票の対象となる境界変更は、一つの丁目以上の規模のものとしてします。

【説明】

- ・現行の自治基本条例第19条第1項では、地方自治法第7条の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行う場合は、全て住民投票を実施しなければならない旨を定めています。なお、自治基本条例第19条は、本市における住民投票制度の最も基本的な部分のみを規定しており、現在未施行です。住民投票制度の詳細な内容については、住民投票条例の制定に向けた検討の中でこれを定め、住民投票条例の施行に合わせて自治基本条例第19条を施行することを予定しています。
- ・骨子案においては、軽微な規模の境界変更についてまで住民投票を実施することは適切ではなく、「市を形作る町丁目の構成に変更が生じるような場合」には、全市民にもれなく影響を及ぼすものであると考えられるため、「境界変更が、市内の一つの町や丁目以上の規模であること」を基準として設けることと結論付けました。また、骨子案の検討過程において、手続上、地方自治法第7条の規定による境界変更（市の申請による境界変更）以外に、同法第9条の規定による境界変更（市の境界に関して争いがある場合に、都知事の裁定等により行う境界変更）を行う可能性があり得ることがわかりました。
- ・懇談会における議論及び骨子案の検討結果を踏まえた自治基本条例第19条第1項の改正素案は、以下のとおりです。

○現行の内容

地方自治法第7条の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、必ず住民投票を行う。



○改正素案

地方自治法第7条又は第9条の規定による廃置分合又は境界変更（全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして別に条例で定めるものに限る。）の申請を行おうとするときは、必ず住民投票を行う。

- ・上記の自治基本条例の改正素案を受け、この項目では、住民投票の対象となる境界変更の要件は、一つの丁目以上の規模のものと定めています。

4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項

- 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとしします。
- 市政に関する重要事項であっても、下記のいずれかに該当する事項は、住民投票の対象としないこととします。
 - (1)市の権限に属さない事項。ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、これを妨げるものではありません。
 - (2)法令の規定に基づく住民投票その他選挙権を有する者が直接請求を行うことのできる事項。ただし、地方自治法第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除きます。
 - (3)市の組織、人事及び財務に関する事項
 - (4)金銭の徴収又は給付に関する事項
 - (5)特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
 - (6)上記に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項

【説明】

- ・この項目では、自治基本条例第19条第2項に規定する住民発議による住民投票の対象となる市政に関する重要事項について、説明しています。
- ・住民発議による住民投票の対象となる事項は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとしします。ただし、以下の例外があります。

- (1) 市の権限に属さない事項は、原則として、住民投票の対象から除外します。ただし、署名要件を満たした場合は、国や都など、市以外が権限を持つ事項だとしても、本市にとっての重要事項であり、それに対する意思を住民全体のものとして表明することを妨げることは、市民自治の観点から適当ではないと考えるため、住民投票を可能とします。
- (2) 法令に基づく住民投票その他直接請求が可能な事項は、原則として住民投票の対象から除外します。ただし、地方自治法に基づく条例制定の直接請求をした場合において、市長が付議した条例案を議会が否決した場合は、特例として住民投票を可能とします。これは、署名要件を満たした場合には議会の議決を要せずに住民投票を行うことができるという本市の住民投票制度の趣旨に合致していると考えからです。
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項は、市長の執行権に属するため、住民投票の対象から除外します。
- (4) 金銭の徴収又は給付に関する事項は、意見に偏りが生じることも想定されるため住民投票の対象から除外します。なお、ここでいう「給付」には、本市が市民などに出すいわゆる手当や給付金なども含まれます。
- (5) 特定の個人や地域に限定した事項を対象とすることは、多数意見が少数意見を封じ込めてしまうことが想定され、かつ、住民投票条例の趣旨にも反すると考えられるため、住民投票の対象から除外します。
- (6) 上記のほか、住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項は、住民投票の対象から除外します。上記の項目以外に、現時点では想定できない除外すべき事由が生じる可能性があることから、このような概括的な項目を設けました。市長が、この項目を理由に住民投票の請求を拒否する場合には、住民に疑念を抱かれるような恣意的な解釈は許されず、合理的な理由が必要となります。

5 住民投票の投票資格者

- 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から武蔵野市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者とします。
- 上記の定住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

【説明】

- ・ 自治基本条例第 19 条第 2 項において、「武蔵野市に住所を有する 18 歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない」

と規定されています。自治基本条例における「市民」の定義は、在住・在勤・在学までをその範囲としていますが、住民投票を実施する場合には、投票資格者名簿の調製など、住民基本台帳の情報に基づく事務を前提としないと執行が著しく困難となることから、住民投票の実施の請求（発議）に関しては、武蔵野市に住所を有する者に限定しています。

- これを踏まえ、この項目では、住民投票の投票権を有する者の要件について規定します。なお、請求権を有する者（＝署名できる人）と、投票権を有する者の要件をそれぞれ規定している自治体もありますが、本市においては、その要件の共通する部分を本項目で説明しており、基準日等の詳細は〔12 審査名簿の調製〕及び〔18 投票資格者名簿の調製等〕の項目で説明しています。
- 年齢要件は、「満 18 年以上」としています。これは、公職選挙法上の有権者から拡大をしている自治体もありますが、本市としてその拡大の範囲を相当の合理性をもって定めることは困難であるため、公職選挙法に準じることとし、自治基本条例で規定されたものです。
- 住所要件は、「引き続き 3 月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」としています。地方自治法第 18 条及び公職選挙法第 9 条第 2 項では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について「引き続き 3 か月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有する者」と規定しています。これは、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」という考えに基づいています（公職選挙法の逐条解説より）。本市においても、住所要件については、公職選挙法と同様の考えとしました。
- また、以下の理由から、投票資格者には、外国籍住民も含めることとしています。
 - 一般的に地方自治の本旨とは「住民自治」と「団体自治」の二つの要素からなり、団体自治については主に地方自治法で規定されている一方で、住民自治についての規定は限定されています。これは、各自治体の裁量の中でそれぞれの自治体の実情に応じた形で自治のルールを定めることを許容するものと考えられています。本市の住民自治のルールを定めた自治基本条例では、「市民」の要件に国籍の要素はありませんので、外国籍の人も「市民」に当然に含まれます。よって、本市の住民投票制度においては、投票資格者に外国籍住民を含めることとします。このことは、国の投票制度と本市の住民投票制度は別個のものであることを前提としつつ、国の投票制度で想定されていない部分を本市の自治のルールの中で補完するという意味合いを持つものと考えます。
 - また、本市では、第六期長期計画のなかで武蔵野市の目指すべき姿の実現に向けたまちづくりの基本目標のひとつに「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を掲げています。「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する」ためには、外国籍住民も投票資格者に含めることが必要であると考えます。
 - 懇談会において、「国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に問題になる可能性はある」という意見が挙げられましたが、外国籍住民に限らず、特定の集団だけで投票結果に影響を与える事態に陥らないよう、請求要件（必要署名数）や成立要件を設定することとします。

- ▶ また、他自治体でみられる在留期間等の追加の要件について、本市においては、外国籍住民にのみ在留期間などの要件を設けることには明確な合理性がないと判断し、適法に在留資格を認められ本市に住民登録のある外国籍の人については、日本国籍を有する住民と同じ要件とすることが妥当であると考えます。
- ▶ 骨子案で示した「外国籍住民も投票資格者に含める」という市の考え方に対して、パブリックコメント及び市民意見交換会で様々な意見が寄せられました。また、無作為抽出市民アンケートを実施したところ、賛成が 73.2%、反対が 20.5%でした。骨子案に対する意見内容については 42～53 ページ、アンケートについての詳細は 54～62 ページを参照してください。

6 住民投票の請求

○投票資格者は、市政に関する重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して文書により、住民投票の実施の請求をすることができます。

【説明】

- ・自治基本条例第 19 条第 2 項において、「市長は、（中略）別に条例に定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」と規定されていることから、この項目では住民投票の実施請求に必要な署名数等について規定します。
- ・住民投票の請求に必要な署名数は、投票資格者の4分の1以上の数（約 32,000 件）とした。
- ・本制度においては、必要署名数が集まれば、議会の議決を要せずに、住民投票を実施することができます。
- ・市政運営は二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくという大前提があるため、議会の議決を要せずに住民投票が実施されることは相当な重みをもつものです。そのため、実施にあたっての必要署名数の要件は、一定以上の厳しさをもったものであるべきという前提で検討を行いました。
- ・現行制度における住民投票において、投票結果をもって議会が議決したものとみなすとしている合併特例法の必要署名数の要件である「6分の1以上」をひとつの基準とし、これより下げることは、二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えました。
- ・また、地方自治法に基づき市長・議会に対して不信任を示すリコールができる署名数は「3分の1以上」ですが、本市における住民投票制度は、これと同じ重さを持つまでとは言えないと考えられることから、6分の1以上、5分の1以上、4分の1以上の範囲で検討を行いました。
- ・そのうえで、本市の住民投票制度の趣旨を踏まえ、その範囲で最も高い4分の1以上を必要署名数としました。
- ・また、投票資格者の4分の1以上とした際の必要署名数は、約 32,000 件と相当な数であるため、制度の濫用防止となる水準であるとも考えられます。
- ・骨子案で示した「投票資格者の4分の1以上」とする市の考え方に対して、パブリックコメント及び市民意見交換会で様々な意見が寄せられました。また、無作為抽出市民アンケートを実

施したところ、賛成が 76.8%、反対が 15.0%でした。骨子案に対する意見内容については 42～53 ページ、アンケートについての詳細は 54～62 ページを参照してください。

- ・なお、住民投票の実施請求までの大まかな流れは、以下のとおりです。（3 ページ参照）
 - ①住民投票を実施しようとする投票資格者は、市長に対して、代表者証明書の交付申請を行う。（〔8 代表者証明書の交付等〕参照）
 - ②請求代表者は、署名収集を行う。（〔9 署名等の収集〕～〔10 署名収集における禁止事項〕参照）
 - ③請求代表者は、必要署名数が集まったら、市長に対して署名簿を提出し、審査を受ける。（〔11 署名簿の提出等〕～〔15 署名等の効力〕参照）
 - ④請求代表者は、有効署名数が投票資格者総数の 4 分の 1 以上である場合、実施請求書等を市長に対して提出する。（手順や様式は別途規則で定める。）

7 住民投票の形式

○住民投票の実施の請求にあたっては、住民投票に付そうとする事項について、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の形式について規定します。
- ・住民投票は、住民の意思を確認し市政に反映させていくことを目的とした仕組みであることから、設問や選択肢の設定の仕方によって恣意的な投票結果が導かれるという事態は避けなければなりません。また、設問及び選択肢については、投票者が容易に理解できる内容かつ、投票結果に対する様々な解釈の余地が生じないよう、尊重すべき投票結果を明確に捉えられる内容とする必要があります。
- ・住民が判断しやすく投票結果の解釈が明確である必要があることや、設問によっては賛否によらない選択肢が適切であるケースも想定されることから、本市の住民投票の選択肢は、二者択一で、原則として賛否を問う形式としたうえで、案件によってはAかBかを選択する形式も可能とします。
- ・なお、設問については、住民投票の実施を請求しようとする代表者が、市長に対して提出する「実施請求書」に請求事項名として記載します（〔8 代表者証明書の交付等〕参照）。

8 代表者証明書の交付等

- 住民投票を請求しようとする代表者は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が市政に関する重要事項であること及び〔7 住民投票の形式〕に該当することの確認を請求し、かつ、文書により代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければなりません。
- 市長は、上記の申請があった場合において、住民投票に付そうとする事項が市政に関する重要事項であること及び〔7 住民投票の形式〕に該当すること並びに当該代表者が投票資格者であることを確認したときは、当該代表者に代表者証明書を交付し、かつその旨を告示しなければなりません。
- 市長は、上記により代表者証明書を交付したときは、直ちに、上記の申請があった日現在において投票資格者である者の総数の4分の1の数を告示し、かつ、当該代表者に通知しなければなりません。
- 選挙管理委員会の委員又は職員であるものは、代表者となることができません。

【説明】

- ・この項目以降では、住民投票の請求に係る具体的な手続きについて規定します。
- ・住民投票を実施しようとする投票資格者は、「実施請求書」と「代表者証明書交付申請書」の2つの文書を市長に提出する必要があります。
- ・実施請求書は、住民投票に付そうとする事項が市政運営に関する重要事項であること及び〔7 住民投票の形式〕に該当するかの確認を市長に求めるものであり、請求事項及びその趣旨を記載することを想定しています。なお、実施請求書の様式は別途規則で定めます。
- ・代表者証明書交付申請書は、当該代表者が投票資格者であることの確認を市長に求めるものであり、代表者の住所、氏名、生年月日及び請求事項を記載することを想定しています。なお、代表者証明書交付申請書の様式は、別途規則で定めます。
- ・市長は、提出された文書に基づき、当該請求事項が市政に関する重要事項であること及び〔7 住民投票の形式〕に該当すること並びに当該代表者が投票資格者であることを確認します。
- ・上記の確認ができたときは、当該代表者に対して代表者証明書の交付を行うとともに、その旨を告示します。
- ・代表者証明書の交付を行う際は、当該代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるよう、代表者証明書の交付申請日現在における投票資格者の4分の1の数を通知するとともに、その旨を告示します。

- ・なお、選挙管理委員会の委員又は職員であるものは、地方自治法第 74 条第 6 項の規定による直接請求代表者の資格制限に準じて、住民投票の請求代表者になることはできません。

○告示とは…

国や地方公共団体などの公の機関が必要な事項を公示する行為をいいます。住民投票では、広く住民にお知らせするために市役所前の掲示場にて掲示するほか、市報及びホームページ等で掲載することを想定しています。

9 署名等を求める手続

○請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名等（自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならないものとします。

○請求代表者は、武蔵野市の区域内で衆議院議員、参議院議員、東京都の議会の議員や知事、武蔵野市の議会の議員や市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 92 条第 4 項に規定する期間、署名等を求めることができないものとします。

○署名等は、請求代表者へ代表者証明書を交付したことを告示した日から 2 か月以内でなければ、求めることができないものとします。ただし、上記のとおり署名等を求めることができない期間や、大規模災害その他やむを得ない事情により署名等を求めることができないと市長が認める期間がある場合は、当該期間を除き、請求代表者へ代表者証明書を交付したことを告示した日から 62 日以内とします。

○請求代表者は、投票資格者に委任して署名簿への署名等を求めることができるものとします。この場合、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を当該署名簿に付さなければならないものとします。

○投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等をする事ができない場合に限り、別の投票資格者（請求代表者及び請求代表者の委任を受けて投票資格者に対し署名簿に署名等をする事を求める者を除く。）に委任して自己の氏名を署名簿に記載させることができるものとします。この場合において、委任を受けた者（下記において「代筆者」という。）による当該投票資格者の氏名の記載は、当該投票資格者による署名とみなすものとします。

○代筆者が投票資格者の氏名を署名簿に記載する場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名をしなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、署名等の収集方法や収集期間等について規定します。

- ・ 請求代表者が求める署名等の内容は、自己の氏名、署名年月日、住所、生年月日の記載とし、署名簿の様式は別途規則で定めます。なお、令和3年9月の地方自治法改正により、署名における押印が廃止される予定となるため、本市においても署名における押印を不要とします。
- ・ 署名を求める際には、投票資格者に住民投票実施請求の趣旨を理解してもらうこと、また、署名収集を行うことができる者であることを示すために、実施請求書（又はその写し）及び代表者証明書（又はその写し）を添付したうえで求める必要があります。
- ・ 署名等を行うことができる者は、投票資格者（〔5 住民投票の投票資格者〕参照）となります。
- ・ 署名等を求めることができる期間を2か月以内とします。これは、市政に関する重要事項について、住民に直接意思を確認する住民投票の実施請求においては、住民一人ひとりが請求の趣旨や市政について考える時間を確保したうえで、署名収集が行われる必要があると考え、また、実施請求に必要な署名数を投票資格者の4分の1（約 32,000 件）と高く設定していることから、地方自治法の規定に基づく1か月以内では収集期間として不十分であると考え、2か月以内とすることが適当と判断したためです。
- ・ ただし、署名等の収集期間と選挙期間が重なったときは、署名収集行為と選挙運動が混在してしまい、それぞれの適正な制度執行ができなくなることが懸念されるため、署名等を求めることができないこととします。
- ・ また、大規模災害等により署名等の収集の継続が困難な社会情勢に陥ることも想定されるため、そのようなやむを得ない事情により署名等を求めることができない期間があると市長が認める場合や、上記の選挙期間においては、その期間を除いて 62 日間を署名等の収集期間とします。
- ・ 請求代表者は、投票資格者に署名等の収集を委任することができることとします。委任を受けた者が署名等を求める際は、実施請求書等を添付することに加え、請求代表者の委任状を署名簿に添付しなければなりません。
- ・ 署名等を行う投票資格者は、心身の故障等の理由により署名等が行えない場合に限り、代筆者として別の投票資格者に委任し、自己の氏名等を署名簿に記載させることができます。この場合、署名の偽造ではないことを確認するため、代筆者は署名簿に代筆者としての署名をする必要があります。
- ・ なお、地方自治法第74条第8項における代筆者に関する規定では、「心身の故障その他の事由により（中略）署名簿に署名することができないとき」とされていますが、署名は本人が署名簿に記載することが原則なので、曖昧な表現を避け、「心身の故障その他の事由により署名等が行えない場合に限り」という限定的な表現としています。

10 署名収集における禁止事項

○署名等の収集は、買収、強迫その他不正の手段により署名等を行う者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならないものとします。

【説明】

- ・ この項目では、愛知県知事のリコールにおける署名偽造問題を受け、署名等の収集における禁止事項について規定します。

- ・署名等の収集においては、買収や強迫（民法上、他人に違法な害悪を示して恐怖心を生じさせ、その人の自由な意思決定を妨げること）その他不正の手段により、署名等を行う者の自由な意思が拘束される行為のほか、深夜における収集活動など市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはいけません。なお、市民の平穏な生活環境を侵害する行為と判断する基準は別途規則で定めます。
- ・本市の住民投票制度は、法的拘束力のない諮問型の住民投票であるため、禁止事項に対する罰則規定は設けません。
- ・なお、署名収集における脅迫（刑法上、危害を加えるようなことを言ったり、態度で示したりして、人をおどかすこと）や暴行、署名偽造など悪質なものは、刑法の処罰規定（第167条など）が適用されるものと考えます。

11 署名簿の提出等

- 請求代表者は、署名簿の署名数が必要署名数以上となったときは、署名収集期間の満了の日から5日以内に当該署名簿（署名簿が複数あるときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、市長が調製する審査名簿に登録されていることの証明（以下「証明」という。）を求めなければなりません。
- 市長は、署名等をした者が審査名簿に登録されていることの証明を求められた場合において、署名簿の署名数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき、又は当該提出が署名収集期間の満了の日から5日以内の期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとします。

【説明】

- ・この項目では、署名簿の提出について規定します。
- ・請求代表者は、署名等をした者の数が、必要署名数（投票資格者の4分の1以上の署名数）以上となったときは、署名収集期間（2か月以内）の満了の日から5日以内（以下、「署名簿の提出期間」という）に、署名簿を市長へ提出し、署名等をした者が、審査名簿に登録されている者であることの証明を求める必要があるものとします。
- ・なお、必要署名数以上となった際は、署名収集期間満了の日以前に提出することも可能とします。
- ・また、署名簿の提出においては以下の書類を提出することを想定し、詳細は規則で定めます。
 - ① 付議事項を記載した署名簿の表紙
 - ② 実施請求書（又はその写し）
 - ③ 代表者証明書（又はその写し）
 - ④ 請求代表者の委任状（署名収集を委任した場合）
 - ⑤ 署名用紙
- ・市長は、署名簿が提出された場合、署名簿の署名数が必要署名数に満たないことが明らかであるときや、署名簿の提出期間を過ぎてしまっているときは、署名簿の提出を却下します。

12 審査名簿の調製

- 市長は、署名等をした者が審査名簿に登録されていることの証明を求められた場合においては、却下するときを除き、審査名簿（代表者証明書交付申請の日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければなりません。
- 市長は、上記のとおり審査名簿の調製をしたときは、その日から7日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該審査名簿に登録をされた投票資格者の氏名、住所及び生年月日のうち当該申出を行った投票資格者に係る部分に限る。）を閲覧させなければなりません。
- 審査名簿への登録に関し不服のある者は、上記の閲覧の期間内に、市長に対し、文書により異議を申し出ることができるものとします。
- 市長は、上記の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければなりません。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと判断したときは、その旨を速やかに申出人に通知しなければなりません。
- 市長は、審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、提出された署名簿を審査するための、審査名簿の調製について規定します。
- ・市長は、提出された署名簿に記載された者が、代表者証明書交付申請があった日現在の投票資格者であるか確認するため、当該投票資格者を登録した名簿（審査名簿）を調製するものとします。
- ・また、調製した審査名簿は、調製した日から7日間、投票資格者からの申出により、当該審査名簿に登録された投票資格者の氏名、住所、生年月日のうち、申出を行った投票資格者に係る部分に限って、閲覧させる必要があります。
- ・審査名簿への登録に関し不服のある者は、閲覧期間内に、市長に対し文書で異議を申し出ることができます。その場合、市長は申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければなりません。
- ・上記の異議の申出が正当であると判断した場合は、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録する、あるいは審査名簿から抹消し、その旨を異議の申出人と関係人に通知します。この場合の「関係人」とは、不服の対象とされた者を指します。
- ・また、異議の申出が正当でないと判断したときは、その旨を速やかに申出人に通知しなければなりません。この場合は、審査名簿に変更が生じないため、申出人にのみその旨を通知することで足りるものとしています。

- ・市長は、審査名簿を調製した日以後、審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければなりません。
- ・なお、審査名簿の調製に関する事務は、地方自治法 180 条の 2 の規定に基づき、選挙管理委員会へ委任します。

13 署名等の審査等

- 市長は、署名等をした者が審査名簿に登録されていることの証明を求められたときは、その日から 30 日以内に審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければなりません。ただし、大規模災害等やむを得ない事情がある場合に限り、市長は、署名簿の審査期間を延長することができるものとします。
- 市長は、証明が終了したときは、その日から 7 日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければなりません。
- 署名簿の署名等に関し不服があるときは、関係人は、上記の縦覧の期間内に市長に対し、文書により異議を申し出ることができるものとします。
- 市長は、上記の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から 14 日以内にその申出が正当であるか否かを決定しなければなりません。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければなりません。
- 市長は、上記の縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効な署名等をした者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、署名簿の審査期間や縦覧、異議の申出等について規定します。
- ・署名簿の審査期間は、収集される署名の数（約 32,000 件）や署名の確認手順などの実務的な観点を踏まえ、市が正確に署名簿の審査を行うために必要な期間として、署名簿が提出された日（署名等をした者が、審査名簿に登録されていることの証明を求めた日）から 30 日以内とされています。
- ・ただし、大規模災害等署名審査の継続が困難な社会情勢に陥った場合や、署名審査の期間中に突発的な選挙が行われる場合、複数の住民投票の実施請求が同時期にあった場合などの署名簿の審査期間については、現実的に対応が困難であることが考えられるため、市長は署名簿の審査期間を延長することができるものとします。
- ・市長は、審査の結果、署名等をした者が審査名簿に登録されている者であると証明したときは、その日から 7 日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければなりません。なお、この場合の「関係人」とは、署名簿に記載されている者全部を指します。

- ・署名簿に記載された署名等に対し不服のある者は、署名簿の縦覧の期間内に異議を申し出ることができます。その場合、異議の申出を受けた日から 14 日以内に市長はその申出が正当であるか否かを決定しなければなりません。
- ・申出が正当であると決定したときは、直ちに署名簿の証明を修正するとともに、その旨を異議の申出人と関係人に通知しなければなりません。この場合の「関係人」とは、請求代表者、署名者、他人によって自己の名前を書かれた者で申出人とならなかった者を指します。
- ・また、異議の申出が正当でないと判断したときは、その旨を速やかに申出人に通知しなければなりません。この場合は、署名の効力の決定に変更が生じないため、申出人にのみその旨を通知することで足りるものとしています。
- ・市長は、署名簿の縦覧期間内に異議の申出がないときや、異議の申出による全ての決定を行ったときは、その旨と有効な署名数を告示するとともに、請求代表者へ署名簿を返付しなければなりません。
- ・なお、署名等の審査に関する事務は、選挙管理委員会へ委任します。

14 署名等の取消し

○署名等をした者は、請求代表者が署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名等を取り消すことができるものとします。

【説明】

- ・この項目では、署名等の取消しについて規定します。
- ・署名等をした者が、自分の意思で署名等を取り消したい場合は、請求代表者が署名簿を市長に提出するまでの間、請求代表者を通じて署名等を取り消すことができます。
- ・なお、他人によって自己の署名等を書かれた場合で取り消したいときは、前述の署名簿の縦覧期間において、市長に対し異議の申出を行うことができます。

15 署名等の効力

○次に掲げる署名等は、無効とします。

- (1) 武蔵野市住民投票条例（仮称）又は左記条例に基づく規則に定める手続によらない署名等
- (2) 何人であるかを確認し難い署名等

○上記に定めるもののほか、署名簿に記載された署名等に対し、詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、市長がその申出を正当であると決定したものは、無効とします。

○市長は、署名等の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めるものとします。

【説明】

- ・この項目では、署名等の効力について規定します。
- ・本市の住民投票制度における署名の収集については、請求代表者又はその委任を受けた者により、市が別に定める様式による署名簿をもって投票資格者の署名を収集するものであるため、この条例及び条例施行規則に定められた手続きによらない署名等は無効とします。
- ・例えば、請求代表者や委任を受けた者以外により収集された署名、条例等に定められていない署名簿による署名、実施請求書・代表者証明書・委任状等を添付せずに収集した署名、署名年月日や住所・生年月日が記載されていない署名、代筆者の署名のない署名などです。
- ・また、文字として解読が困難であり、何人であるか判読できない署名等は無効とします。
- ・署名の目的を偽って署名を求め、署名者を錯誤に陥れて署名されたもの（詐欺）や、署名者に対し害意を示して畏怖の念を生じさせた状態で署名されたもの（強迫）であると、署名簿の縦覧期間に異議の申出が出されたもので、市長がその申出を正当であると決定した署名は、署名者本人が請求代表者を通じて行う前述の〔14 署名等の取消し〕の手続きを要することなく、無効とします。
- ・市長は、署名が自書であるか否かを決定するなど、署名等の効力を決定するにあたって必要があると認めるときは、関係人の出頭と証言を求めることができます。この場合の「関係人」とは、署名者本人、代筆者、請求代表者又はその委任を受けた者、自己の氏名を勝手に代筆された者、さらに、同居の家族や親族等で署名が同一の筆跡によるものと推定されるような場合には、当該家族、世帯主その他署名収集について労務を提供した者等も含まれます。

16 実施の決定

- 市長は、住民投票の実施の請求があった場合において、署名簿の有効署名数が投票資格者総数の4分の1の数に達している、かつ、適法な方式で請求されていることを確認したときは、請求日から5日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者及び武蔵野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に通知しなければなりません。
- 市長は、自治基本条例第19条第1項の住民投票の実施を決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければなりません。
- 市長は、上記により住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の実施を決定する際の手続について説明しています。
- ・自治基本条例第19条第1項及び第2項において、「市長は、（中略）住民投票を実施しなければならない。」と規定していることから、住民投票の執行者は市長になります。なお、住民投票の公正かつ円滑な実施を担保するため、署名簿の審査や投票資格者名簿の調製、投開票などの事務については、選挙管理委員会に委任する予定となっています。
- ・市長は、住民投票の実施請求（〔6 住民投票の請求〕参照）があった場合に、署名簿の有効署名数が投票資格者総数の4分の1の数に達しているかどうか、適法な方式で請求されている

かどうかを確認したときは、請求日から5日以内に住民投票の実施を決定し、その旨を請求代表者と選挙管理委員会に通知しなければなりません。

- ・市長は、住民から請求される住民投票のほか、自治基本条例第19条第1項で規定している廃置分合又は境界変更に関する住民投票の実施を決定したときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければなりません。
- ・市長は、住民投票の実施を決定したときは、市民に広く周知するため、直ちにその旨を告示しなければなりません。

17 住民投票の期日

- 市長は、住民投票の実施の決定を告示した日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの期間の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、住民投票を実施するものとします。
- 上記により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該投票日を変更することができます。
- 市長は、投票日を定めたとき又は当該投票日を変更したときは、当該投票日の少なくとも7日前までにこれを告示しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の期日について説明しています。
- ・住民投票の投票日は、住民投票の実施を決定し、その旨を告示した日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの間で、市長が設定することとしています。
- ・「30日を経過した日から90日を経過する日まで」とした理由は以下の通りです。
 - ①投票所の開設準備、投票資格者名簿の調製、投・開票事務従事者の確保、投票用紙等の印刷などの執行準備に要する期間を考慮した結果、30日は必要と判断したこと。
 - ②市政の重要事項に対して住民の意思を直接確認する住民投票を実施するにあたり、投票資格者がその趣旨や目的を十分に理解したうえで投票することが重要であるため、住民に対して十分な情報提供を行うための期間が必要であること。
 - ③投票資格者の住所要件を3か月以上在住（住民投票の期日の告示の日の前日現在で3か月以上在住）としていることから、一時的に有権者となることを目的とした転入を防ぐため、それと整合をとり、90日を超えない範囲で実施する必要があること。
- ・なお、すでに定めた投票日に他の選挙が行われるときは、以下のような課題が考えられるため、投票日を変更することができる旨を定めます。また、住民投票の案件の内容や請求のタイミングなどにより、課題の度合いが比較的小さいと判断できる場合は、コスト削減等のメリットが見込めるため、「変更しなければならない」ではなく「変更することができる」としています。
 - ①住民投票は単一の争点について賛否を問うものであり、選挙は4年間または6年間の市政・都政・国政全体を信託する候補者を選ぶものである。特に、市政選挙においては同日に実施することで、選挙が単一の争点により候補者が選ばれる恐れがあるため、選挙との相互の影響を避けることが望ましいと考える。

②公職選挙法により、選挙運動には様々な規制が設けられているが、住民投票の投票運動は原則自由としている。このため、例えば、住民投票の投票運動として戸別訪問を行った場合に、外見からは選挙運動と区別がつきにくく、公職選挙法に抵触すると判断される恐れがある。

- ・市長は、投票日を定めたとき又は当該投票日を変更したときは、市政選挙に倣い、当該投票日の7日前までに告示することとします。告示する内容は規則で定めます。

18 投票資格者名簿の調製等

- 市長は、住民投票の実施を決定したときは、投票資格者名簿（住民投票の期日の告示の日の前日（投票日を変更した場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいいます。）を調製しなければなりません。
- 投票資格者名簿の閲覧の期間は、住民投票の期日の告示日の当日に限ることとし、異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から7日以内に行うものとします。
- その他、投票資格者名簿の調製方法等については、署名簿を審査する際に作成する審査名簿と同様の内容です。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の実施を決定したときに、市長が調製する投票資格者名簿について定めます。
- ・投票資格者名簿とは、住民投票の期日の告示の日の前日現在における投票資格者を登録した名簿をいいます。なお、投票資格者の年齢については、投票日現在のものを登録します。
- ・何らかの事情により投票日を変更したときに、いつの時点の投票資格者を登録するのかわについては、市長が別に定めます。
- ・投票資格者名簿の閲覧及び異議の申立てを行う期間は、住民投票の期日の告示の日の翌日から期日前投票が開始される点などを踏まえ、住民投票の期日の告示の日の当日に限るものとします。なお、選挙においても、選挙時登録の選挙人名簿の縦覧は、選挙管理委員会の定めるところにより、選挙の告示日の当日のみとされています。
- ・投票資格者名簿の登録に関する異議の申出に対する決定は、住民投票の期日の告示が、投票日の7日前までに行われることから、住民投票の期日の告示の日から起算して7日間で行うものとします。
- ・その他、投票資格者名簿の調製方法等については、署名簿を審査する際に作成する審査名簿と同様です。
- ・投票資格者名簿の調製や、これに対する異議の申出があった場合の審査などの事務は、市長から委任を受けた選挙管理委員会が行います。

19 投票所

- 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設けます。
- 市長は、投票日の少なくとも7日前の日に、投票所の場所を告示しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の投票所について定めます。
- ・投票所の指定の告示は、選挙の例を参考に行い、投票日の少なくとも7日前までに行います。なお、これらの事務は、市長から委任を受けた選挙管理委員会が行います。
- ・外国籍の住民については、別途専用の投票所を設けることを検討します。

20 投票管理者及び投票立会人

- 市長は、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置きます。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の投票所に配置する投票管理者及び投票立会人について定めます。
- ・投票管理者及び投票立会人の配置は、選挙の例を参考に、市長から委任を受けた選挙管理委員会が行います。

21 投票資格

- 投票資格者名簿に登録をされた者（以下「投票人」といいます。）は、住民投票の投票をすることができます。
- 上記にかかわらず、投票日（期日前投票又は不在者投票にあつては、当該投票を行う日）に、投票資格者でない投票人は、投票をすることができません。

【説明】

- ・この項目では、投票資格について定めます。
- ・投票資格者名簿に登録をされた方は、住民投票の投票をすることができます。
- ・投票資格者名簿に登録をされた方であっても、投票日（期日前投票や不在者投票を行う場合には、実際に投票を行う日）に、既に他市に転出しているなど、投票資格者でない方については、投票をすることができません。

22 投票の方法

- 投票は、1人1票とし、秘密投票とします。
- 投票人は、投票日に、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければなりません。
- 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければなりません。
- 上記にかかわらず、心身の故障その他の理由により、投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。）による投票をし、又は代理投票をさせることができます。

【説明】

- ・投票は、選挙と同様に、1人1票で、秘密投票の形式で行います。
- ・投票人は、投票日に、自ら投票所に行き、投票資格者名簿への照会を経て、投票をしなければなりません。
- ・住民投票の選択肢は、原則として、二者択一で賛否を問う形で設定されます。投票人は、2つある選択肢のうち1つを選択し、所定の欄に○を自書して、投票箱に入れなければなりません。
- ・心身の故障などの理由で、投票用紙に○の記号を自書することができない方のために、点字投票や代理投票をすることができるようにします。



投票用紙イメージ

23 期日前投票等

- 投票人は、期日前投票又は不在者投票を行うことができます。
- 期日前投票又は不在者投票における投票の方法は、通常の投票の場合と同様です。

【説明】

- ・投票日に自ら投票所に行けない方のために、選挙と同様に、期日前投票や不在者投票の制度を設けます。
- ・期日前投票や不在者投票における投票の方法は、通常の投票の場合と同様です。

24 無効投票

○次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とします。

- ・ 所定の投票用紙を用いないもの
- ・ ○の記号以外の事項を記載したもの
- ・ ○の記号を自書しないもの
- ・ ○の記号を投票用紙の所定の欄のいずれにも記載したもの、その他投票人の意思を確認し難いもの
- ・ 白紙投票

【説明】

- ・ この項目では、無効となる投票について規定します。
- ・ 投票の際に配付される所定の投票用紙以外の用紙を使って投票した場合は、無効となります。
- ・ ○の記号以外の記載（「賛成」、「×」など）を記載した場合は、無効となります。
- ・ 付き添いの方などが投票人に代わって記載をして投票した場合は、無効となります。
- ・ 2つある選択肢のいずれにも○を記載するなど、投票人の意思が確認し難い場合は、無効となります。
- ・ 白紙で投票した場合も無効です。

25 情報の提供

○市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付した事項（以下「付議事項」という。）に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとします。

○市長は、上記の情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければなりません。

【説明】

- ・ この項目では、住民投票に関する情報の提供について規定します。
- ・ 住民投票の実施にあたっては、住民投票に対する関心を高めるとともに、投票資格者が自らの判断に基づき投票できるよう、市から情報提供を行うことが不可欠となります。投票資格者は、住民による投票運動やメディアからも様々な情報を得ることができますが、市からの情報提供は大きな役割を果たすものとするため、市長が情報提供を行うことを義務付けています。
- ・ また、情報提供の仕方によっては住民投票の結果に偏った影響が出る可能性があるため、市長が恣意的な情報提供を行うという事態になることを避けるために、情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない旨を規定します。
- ・ 市長が行う情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものにつ

いて、投票資格者が理解しやすいように整理し、情報提供を行うということを意味します。なお、住民投票に係る請求の内容の趣旨や投票期日の告示の内容その他住民投票の実施に関して必要な情報提供については、選挙管理委員会に委任するものとします。

- ・情報提供の方法としては、市報やホームページへの掲載、市内各施設での説明資料の配布等を想定しています。他自治体では、公開討論会やシンポジウムを実施することが規定されている例がありますが、このような方式の場合、様々な立場の人による意見表明などが想定され、市長として求められる中立性を確保することは困難であるため、住民を主体とした活動団体等により自発的に開催されることが望ましいと考え、市長の義務として規定はしないこととします。
- ・情報提供を行う具体的な期間については、特に設定していませんが、住民投票の実施請求のための署名収集が開始する際や、住民投票の実施が決定してから投票期日の当日までの間において情報提供を行います。

26 住民投票運動

- 住民投票運動（付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいいます。以下同じ。）は、自由とします。ただし、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはなりません。
- 上記にかかわらず、投票管理者及び開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができません。
- 上記にかかわらず、不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができません。
- 上記にかかわらず、地方自治法第 180 条の 2 の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができません。
- 住民投票運動は、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間は行うことができません。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第 86 条第 1 項又は第 8 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第 86 条の 2 第 1 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第 86 条の 3 第 1 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第 13 章の規定に違反するものを除く。）又は同法第 14 章の 3 の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、当該住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票運動について規定します。

- ・住民投票が実施される際には、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘することを目的として、様々な形態で住民投票運動が行われることが想定されます。住民投票は、選挙のように個人を選ぶための投票ではなく、住民が意思を表明し行政運営に反映させるための投票です。したがって、住民投票が実施される場合には、住民間の活発な議論が行われ、市政への関心と理解が深まることが望ましいという観点から、住民投票運動は原則自由とします。
- ・なお、買収、強迫（民法上、他人に違法な害悪を示して恐怖心を生じさせ、その人の自由な意思決定を妨げること）その他不正の手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為のほか、深夜における街頭演説など市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという必要最小限の制限を設けています。市民の平穏な生活環境を侵害する行為と判断する基準は別途規則で定めます。
- ・また、投票事務の公正な執行を確保することを目的として、投票事務関係者の住民投票運動を制限しています。
- ・住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害することのないよう、選挙の告示から投票日までの間、原則として住民投票運動は行えないこととします。ただし、条例に基づく住民投票制度において、当該選挙の候補者（候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院届出政党等を含む。）が行う選挙運動及び「確認団体」が公職選挙法第 14 章の 3 の規定により行う政治活動についてまで規制することは適当でないため、これらの選挙運動や政治活動が住民投票運動にわたることを妨げないこととします。
- ・本市の住民投票制度は、法的拘束力を有しない諮問型の住民投票であるため、住民投票運動の違反行為に対する罰則規定は設けません。
- ・なお、脅迫や暴行などの悪質なものは、刑法の処罰規定（第 222 条など）が適用されるものと考えます。

27 開票所等

- 住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設けます。
- 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の開票所等について定めます。
- ・開票所の指定は、選挙の例を参考に行い、あらかじめ開票を行う場所及び日時を告示します。なお、これらの事務は、市長から委任を受けた選挙管理委員会が告示します。

28 開票管理者及び開票立会人

- 市長は、開票所に開票管理者及び開票立会人を置きます。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の開票所に配置する開票管理者及び開票立会人について定めます。

- ・開票管理者及び開票立会人の配置は、選挙の例を参考に、市長から委任を受けた選挙管理委員会が行います。

29 住民投票の成立要件

○住民投票は、投票をした者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立するものとします。

【説明】

- ・この項目では、住民投票が成立する要件について規定します。
- ・条例に基づいて実施される本市の住民投票制度は、結果に法的拘束力があるものではなく、結果を尊重するものとする「諮問型」と呼ばれるものです。
- ・懇談会においては、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認し、市政に反映させることを目的とした住民投票の結果を尊重するにあたっては、投票数が少ない場合についてまで結果を尊重することは適切ではなく、一定の成立要件を設定する必要があると議論されました。
- ・その結果、自治基本条例第19条第3項において「市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重する」と規定しています。
- ・武蔵野市及び市民全体に影響する市政の重要事項について、住民の意思を直接確認するという本制度の趣旨を鑑みると、住民投票の結果を尊重するにあたっては、より多くの住民が投票に参加し、その投票された結果を尊重すべきと考えます。
- ・また、本市は住民投票実施の要件となる必要署名数を投票資格者の4分の1以上と設定しています。署名簿への記載は住民投票実施の趣旨に同意する者が記載すると考えられ、その収集された署名簿をもって実施される住民投票は、より広い住民意思を確認する必要があるため、住民投票の成立要件は署名収集要件（4分の1以上）よりも高く設定する必要があります。
- ・そのうえで、投票しなかった人に対しても、投票結果に信頼性を持たせることができる水準をどこに設定するか検討した結果、投票総数が投票資格者総数の2分の1以上（投票率50%以上）の場合に成立するものとしました。

【参考】

- ・骨子案における各論点を検討する際に調査した33自治体の成立要件

投票率2分の1以上	17自治体
投票率3分の1以上	1自治体
得票率2分の1以上	1自治体
得票率3分の1以上	2自治体
得票率4分の1以上	1自治体
成立要件規定なし	11自治体
- ※投票率＝投票総数/投票資格者総数 得票率＝多票数/投票資格者総数
- ・本市における過去の選挙の投票率
（平成元年4月から令和3年7月までの各選挙における平均投票率）

市議会議員選挙 47.9% 市長選挙 47.8% 都議会議員選挙 49.1% 都知事選挙 57.4%
衆議院議員選挙 63.3% 参議院議員選挙 56.6% 平均 53.7%

30 開票結果の告示及び通知

- 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、住民投票の開票を行わなければなりません。
- 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにその結果を告示するとともに、当該住民投票に係る請求代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければなりません。

【説明】

- ・この項目では、住民投票の開票と開票結果の告示等について規定します。
- ・自治基本条例第 19 条第 4 項では、「市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。」と規定しています。
- ・これは、武蔵野市及び市民全体に影響する市政の重要事項について、住民の意思を直接確認するために行われた住民投票の結果は、行政の透明性を確保するためにも、成立・不成立にかかわらず公表すべきとされた懇談会での議論を受けて規定したものです。
- ・よって、住民投票が実施された場合は、〔29 住民投票の成立要件〕で記載した成立要件にかかわらず、必ず開票するものとし、開票結果を告示しなければならないものとしています。
- ・なお、告示する開票結果については、以下の内容を想定していますが、詳細は規則で定めることとします。
 - ① 投票日
 - ② 住民投票事項名
 - ③ 投票日における投票資格者数
 - ④ 投票総数
 - ⑤ 投票率
 - ⑥ 有効投票数
 - ⑦ 無効投票数
 - ⑧ 投票結果の成立又は不成立
 - ⑨ 賛成又は選択肢 A の投票数
 - ⑩ 反対又は選択肢 B の投票数
- ・開票結果の告示及び通知に関する事務は、選挙管理委員会へ委任します。

31 投票及び開票

- 〔19 投票所〕から〔30 開票結果の告示及び通知〕までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）並びに武蔵野市選挙執行規程（平成 12 年 3 月選挙管理委員会告示第 7 号）に基づき行うこととします。

【説明】

- ・この項目では、投票及び開票事務に関する準拠法令について規定します。
- ・武蔵野市住民投票条例（仮称）に定めていない住民投票の投票及び開票に関する必要な事項は、国の公職選挙法や施行令、施行規則、市の選挙執行規程に基づき行うこととします。

32 再請求の制限期間

○この条例による住民投票が実施された場合は、〔30 開票結果の告示及び通知〕が行われた日から2年が経過するまでの間は、当該事案と同一又は同趣旨の事案について、〔8 代表者証明書の交付等〕による請求及び申請を行うことができません。

【説明】

- ・この項目では、この条例に基づき住民投票が行われた事案と同一又は同趣旨の事案についての再請求の制限期間について規定しています。
- ・再請求の制限期間は、〔30 開票結果の告示及び通知〕が行われた日から2年間とし、この期間内は、〔8 代表者証明書の交付等〕による請求及び申請を行うことができません。
- ・この条例に基づく住民投票は、成立・不成立にかかわらず開票され、市長及び議会は投票結果を踏まえた行政運営を行うこととなるため、新たに施策を検討、実施し、その効果が出るには、一定の期間が必要であると考えられます。
- ・また、住民投票の実施にあたっては、請求代表者による署名の収集から始まり、執行のための多くの職員の稼働、投開票にかかる多額の費用（約4,200万円*）が必要となります。
- ・したがって、住民投票の実施に係る行政の安定性、人的負担、費用等を総合的に勘案し、投票結果の成立・不成立にかかわらず、再請求の制限期間を2年間としました。
*平成29年の市長選挙の予算より、選挙公報、ポスター掲示場等の経費を除いた金額です。

33 投票結果の尊重

○市は、成立した住民投票の結果を尊重するものとします。

【説明】

- ・この項目では、成立した住民投票の結果の取扱いについて規定します。
- ・自治基本条例第19条第3項では、「市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。」と規定しています。
- ・憲法及び地方自治法に基づく現在の地方自治制度は間接民主制を基本としているため、住民投票の結果がそのまま市の意思決定となるような法的拘束力を持たせることができず、市長と議会はその結果を「尊重」し、市政へ反映させるかどうか議論したうえで意思決定することから、このような規定となっています。
- ・法的拘束力を持たない「諮問型」と呼ばれる住民投票制度ではありますが、投票資格者数の4分の1以上（約32,000件）という署名が集められ、議会の議決を要せず実施された住民投票

票の結果については、市長と議会は重く受け止めたうえで、最終的に市長と議会が決定するものと考えます。

- ・一方で、投票しない人が多い住民投票の結果まで尊重することは適切ではないことから、自治基本条例において「別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果」と規定しており、その成立要件については、〔29 住民投票の成立要件〕で記載したとおりとなります。
- ・なお、尊重すべき「結果」とは、単に得票率の高い方の結果のみではなく、それぞれの得票率や全体の投票率など「投票結果全体」を尊重すべきものと考えます。

34 委任

○この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。

【説明】

- ・この項目では、この条例の施行に併せ、条例の委任事項やその他住民投票事務に関する細目などについて、市長が別に定めることを規定します。
- ・「市長が別に定める」ものとは、条例の施行規則を想定しています。
- ・なお、条例の施行後に住民投票の実施請求がなされると手続を進めていくことになるため、条例施行の際には実務的な準備を整えておく必要があります。実務的な準備として、投票システムの改修などを行う必要があるため、条例の施行時期は、条例制定から1年を超えない範囲を想定しています。また、条例の施行規則についても、条例施行と同時に施行されることを想定しています。

III 資料編

1 関係法令抜粋

3 住民投票の対象となる境界変更の要件（自治基本条例の一部改正素案を含む。）

■ 地方自治法第7条

市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
(以下、略)

■ 地方自治法第9条

市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基づき、これを第251条の2の規定による調停に付することができる。

2 前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論がある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界について裁定することができる。

(以下、略)

4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項

■ 地方自治法第74条

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 住民投票の投票資格者

■ 住民基本台帳法第22条

転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第30条の46において同じ。）をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

(以下、略)

■ 出入国管理及び難民認定法第19条の3

出入国在留管理庁長官は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

- (1) 3月以下の在留期間が決定された者
- (2) 短期滞在の在留資格が決定された者

- (3) 外交又は公用の在留資格が決定された者
- (4) 前3号に準ずる者として法務省令で定めるもの

■ 地方自治法第18条

日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

■ 公職選挙法第9条

(略)

- 2 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

8 代表者証明書の交付等

■ 地方自治法第74条

(略)

- 6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。
 - (1) 公職選挙法第27条第1項又は第2項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあっては、同法第9条第3項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）
 - (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
 - (3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

9 署名等を求める手続

■ 地方自治法第74条

(略)

- 7 第1項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。
- 8 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第1項の規定による請求者の署名とみなす。

■ 地方自治法施行令第92条

(略)

4 地方自治法第74条第7項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- (1) 任期満了による選挙 任期満了の日前60日に当たる日
- (2) 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- (3) 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第3項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前60日に当たる日のいずれか遅い日
- (4) 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第6条の2の規定により都道府県が設置された日
- (5) 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第90条第3項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日
- (6) 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第7条の規定により市町村が設置された日
- (7) 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第91条第3項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第1項の規定の適用がある場合には、同法第2条第1項に規定する市町村の合併の日）
- (8) 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

10 署名収集における禁止事項

■ 刑法第167条

行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、3年以下の懲役に処する。

- 2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

11 署名簿の提出等

■ 武蔵野市の休日に関する条例第2条

武蔵野市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが武蔵野市の休日に当たるときは、武蔵野市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

12 審査名簿の調製

■ 地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

26 住民投票運動

■公職選挙法第86条

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体に所属する者を候補者としようとするときは、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便等によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

（略）

8 第1項の公示又は告示があつた日に届出のあつた候補者が2人以上ある場合において、その日後、当該候補者が死亡し、当該届出が取り下げられたものとみなされ、当該候補者が候補者たることを辞したものとみなされ、又は次項後段の規定により当該届出が却下されたときは、前各項の規定の例により、当該選挙の期日前3日までに、候補者の届出をすることができる。

■公職選挙法第86条の2

衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称（一の略称を含む。）並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書（以下「衆議院名簿」という。）を当該選挙長に届け出ることにより、その衆議院名簿に記載されている者（以下「衆議院名簿登載者」という。）を当該選挙における候補者とすることができる。

（略）

■公職選挙法第86条の3

参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称（一の略称を含む。）及びその所属する者（当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。第98条第3項において同じ。）の氏名を記載した文書（以下「参議院名簿」という。）を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている者（以下「参議院名簿登載者」という。）を当該選挙における候補者とすることができる。この場合においては、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分してこの項の規定により届け出る文書に記載することができる。

（略）

■刑法第222条

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

2 武蔵野市自治基本条例逐条解説 抜粋（第19条）

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行うおうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

【趣旨・説明】

- ・第19条では、住民投票制度について規定しています。なお、この条項は、現在検討中の住民投票条例の制定後に施行される予定です。
- ・住民投票は、一般的には市政の重要課題について、市民の意思を投票によって確かめる制度とされ、市長そして議会による二元代表制を補完するものと考えられています。実施するためには、根拠となる規定（住民投票条例等）が必要となります。
- ・住民投票条例には、課題ごとに個別に制定する「個別設置型」の条例と、どの課題にも共通の条例として予め制定しておく「常設型」の条例があります。
- ・個別設置型の条例は、地方自治法に基づき有権者の50分の1以上の署名があれば市民が市長に条例制定を請求できます。市長が条例案を議会に提出し、議会が可決することで住民投票条例が成立し、住民投票が実施されます。
- ・一方、常設型の条例は、住民投票実施にあたり、個々の事案ごとの議会の議決は不要になるため、市民の意見を直接表明する手段を確保することになり、市民自治のさらなる推進につながると考えられます。
- ・武蔵野市においては、常設型の条例を設けることとし、住民投票の種類を「廃置分合・境界変更について」と「それ以外を問うもの」の2つに区分しています。市の廃止、設置、分割、合併や市境の変更（廃置分合と境界変更）については、自治体における憲法事項にあたり、全市民にもれなく影響するため、他とは区別して規定しています。
- ・本条例において「市民」は在住・在勤・在学までをその範囲と定義していますが、住民投票を実際に実施する場合には、投票権者の名簿の調製など、住民基本台帳の情報に基づく事務を前提としないと、執行が著しく困難となってしまいます。在勤者や在学者の名簿などを市が正確に調製することは不可能であり、このような実務上の理由から、住民投票の実施の請求（発議）に関しては、武蔵野市に住所を有する人を対象とすることとしています。第2項に定める廃置分合・境界変更以外を問う住民投票については、自治体によっては、議員や市長にも発議を認めているところもありますが、議員や市長は地方自治法により、条例を提案する権利が認められていますので、本条例での適用は無く、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のみ請求できることとしています。

- ・第2項の「市政に関する重要事項」とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項で市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要がある事項を指します。ただし、(1)市税等の金銭の徴収に関する事項、(2)法令に基づき市民が投票を行うことができる事項等については除くことが想定され、このことを住民投票条例の中で規定する予定です。
- ・現行の制度上は、住民投票の結果に法的な拘束力を持たせることはできないため、投票の結果については、市長及び議会は「尊重する」という規定となります。とはいえ、住民投票の結果には実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため、投票しない人が多い場合についてまで結果を尊重することはふさわしくありません。したがって、一定の成立要件を設けることを予定しています。
- ・ただし、廃置分合・境界変更に関する住民投票の場合は、自動的に住民投票を行うこととしているため、成立要件を満たさない場合、何度も住民投票を実施しなければならなくなるため、成立要件は設けないこととします。
- ・行政の透明性を確保するため、実施した結果については、たとえ投票が成立しなかった場合においても公表をします。
- ・投票権者の年齢要件については、公職選挙法上の有権者から拡大をしている自治体もありますが、武蔵野市としてその拡大の範囲を相当の合理性をもって定めることは困難であるため、公職選挙法に準じています。一方、外国籍市民を含めるかどうかについては、本条例に基づく住民投票条例の制定の際に改めて検討します。
- ・その他、住民投票の発議に必要な署名の具体的な数（有権者の50分の1よりも多い数で、一定以上の厳しさを持ったもの）も慎重な議論が必要なため、本条例に基づく住民投票条例を制定する際に改めて検討します。

3 武蔵野市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民、議会及び市長等の役割等（第4条—第8条）

第3章 参加と協働

第1節 情報共有（第9条—第13条）

第2節 市民参加（第14条・第15条）

第3節 協働（第16条）

第4節 コミュニティ（第17条・第18条）

第5節 住民投票（第19条）

第4章 議会の会議（第20条）

第5章 議会と市長等との関係（第21条・第22条）

第6章 行政の政策活動の原則（第23条—第29条）

第7章 国及び東京都との関係（第30条）

第8章 広域的な連携及び協力（第31条）

第9章 平和及び国際交流（第32条）

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民

自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。

(基本原則)

第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供しよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

- 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
- 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第2章 市民、議会及び市長等の役割等

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動しよう努めるものとする。

- 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動しよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与しよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。
- 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

- 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。

3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。

4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

第3章 参加と協働

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手續等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

（コミュニティの位置付け）

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

（コミュニティづくりの支援等）

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）に

ついて、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

- 3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。
- 4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

- 2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

- 2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。
- 3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告（市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（次条において「委員会等」という。）において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。）を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

- 2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られた記録をいう。)を含む。次項において同じ。)を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを旨とし、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を図るものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

以下省略

4 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案に対する意見一覧

令和3年2月に公表した住民投票条例（仮称）骨子案に対して、市民、市議会各会派等、市職員から意見募集を行った。

下表は、いただいた意見要旨及び市の考え方を示したものである。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
1	論点1 住民投票の実施	対象年齢の拡大	年齢要件について、「現状は18歳というところで線を引いておき、将来的には拡大していく、という方向性も視野にいれながら」という懇談会の意見がある。15歳から18歳までの人でも、世の中の問題に関心を寄せて情報発信できたりする。市の将来に関わる住民という観点で、15歳以上に拡大するのはどうか。	今回、新たに住民投票制度を設けるにあたって、武蔵野市の自治の推進を考えたうえで、公職選挙法で規定されている国の選挙制度に準じることに合理性があるかどうかについて判断しました。 年齢要件については、懇談会においても議論されましたが、「なぜ15歳なのか、16歳なのか」を対外的に合理的に説明できる理由がないため、将来的に可能性を残しながら、公職選挙法に基づくこととしました。
2	論点1 住民投票の実施	発議主体の明確化	発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し、「首長」には決して発議権限は持たせるものではないことを厳格に明記することを求める。	〔5 住民投票の投票資格者〕において、投票資格者を「年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人であって、かつ、武蔵野市に住民票が作成された日から引き続き3年以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」と明記したうえで、〔6 住民投票の請求〕において、投票資格者が、その総数4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票実施の請求をすることができることを明記しています。住民投票を発議できるものとして、市長や議会を除くという規定をあえて設ける必要はなく、市長や議会の発議権を条例では規定しないことが、まさに「発議権限」を持たせるものではないことを示しています。
3	論点2 重要事項	判断の主体	市政に関する重大事項、除外規定該当の判断は何時、どの部署が行うのか。学識有識者等の第三者による審査会が、事前相談や判断を担うべき。	住民投票に付する事項が「市政に関する重要事項」であるかどうか、除外規定に該当するかどうかの判断を行うのは市長です。〔8 代表者証明書の交付等〕において、住民投票の実施を請求しようとする代表者が市長に対して、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書を提出し、当該事項が重要事項であること等の確認を求めることを明記します。 なお、代表者証明書の交付申請における市長の判断については、行政不服審査法に基づく不服申し立てができるほか、訴訟の対象となるため、第三者機関による決定の仕組みを設けることは不要と考えます。 また、必要署名数が集まれば市政に関する重要事項であると考えられることから、除外規定は市長が恣意的に除外することのないよう担保する必要があります。そのため、「その他住民投票に付することが適当でない」と明らかな事項は、「住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項」と明記し、逐条解説等で考え方を説明します。
4	論点2 重要事項	判断の主体	市長や議会が市民の意向と違う方向を向いている場合に住民投票を行うため、市長が安易に「適当でない」と判断しないようきちんと担保してほしい。あらかじめ第三者機関として審議会の構成員等を決めておき、そこで審議するというステップを踏んでもいいのではないか。	
5	論点2 重要事項	判断の主体	「市政に関する重要事項」に該当するかどうかは第三者機関が決定するという仕組みが必要ではないか。	
6	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) 住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」と判断するのは誰か。	
7	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) 住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」では曖昧さが残る。公序良俗に反するものなど誰がみても明らかに適当でないもの以外については、審議会などが判断するべきではないか。	
8	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) その他住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」の乱用を心配している。門前払いとなることを防ぐ、除外規定の乱用防止の措置が必要である。 どの項目に照らして除外するのかを広報し、行政だけの決定でなく、第三者機関が除外するか否かを定めるべきではないか。	
9	論点2 重要事項	判断の主体	「(6) その他住民投票に付することが適当でない」と明らかなに認められる事項」の判断者の記載が欲しい。	
10	論点2 重要事項	判断の主体	重要事項か否かの判断はどのようなスキームで行われるのか。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
11	論点2 重要事項	重要事項の定義	住民意思をよりの確に反映し、地方自治を発展させるためには、できるだけ広い対象を認めることが必要。	本市の住民投票条例の趣旨から、「市政に関する重要事項は、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と広く定義し、除外規定を限定的にしました。
12	論点2 重要事項	除外規定（全般）	法で禁止されていない限り、できるだけ除外規定は少なくすべきだと考える。骨子案に「国や都など、市以外が権限を持つ事項だとしても、それが市にとっての重要事項であり（以下、略）」とされていることは、良いと考える。	
13	論点2 重要事項	除外規定（1）	「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。」の規定は必要ないのではないか。理由①、前段で「市の権限に属さない事項」と言い切っているのに、敢えて含みのある規定は必要ない。人により解釈の幅が広く、今後の運用に支障をきたすのではないか。	
14	論点2 重要事項	除外規定（1）	「ただし、住民全体の意思として表示しようとする場合は、この限りではない。」の規定は必要ないのではないか。理由②、「市の権限に属さない事項」で、社会経済状況においての世論の高まり、人々の関心が過敏に高い時がある。その時に「市の権限に属さない事項」であるからと除外できるか心配だ。	
15	論点2 重要事項	除外規定（3）	「(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項」を除外規定とする理由は何か。組織上不具合がある、新しい部の設置を要望したいという市民意見が高まった場合に、住民投票することはできないのか。	市政運営は二元代表制が大前提であります。市長と議会が市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が起きた場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという地方自治法に基づく直接請求の制度は、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないか、と懇談会で議論されました。その結果、実施要件となる必要署名数の要件を有権者の50分の1よりも多い数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票が実施できる常設型の住民投票制度を設けるべきであるという方向性が示されました。このようなよほどの事態でコストをかけて実施することとなる住民投票において、市の組織運営などの内部的な事項を対象事項とすることが相応しいか検討し、そもそも、市長の執行権に属する(3)は除外することとしました。なお、自治基本条例第15条において市民参加の手続を規定しており、組織や財務に関する事項は、計画策定等の段階で市民の声を聴く仕組みがあります。
16	論点2 重要事項	除外規定（4）	「(4) 金銭の徴収に関する事項」について、「意見に偏りが生じる」のは当然ではないか。例えば、市内全域を禁煙にしてほしいということについては、金銭の徴収に関するものになってしまい住民投票の対象とならないのか。	地方自治法に基づく直接請求においても、地方公共団体を維持するために必要な経費をまかなうものであることから、市税等の徴収に関する事項は除外されています。なお、路上喫煙に対する過料も金銭の徴収なので対象外となりますが、ご意見のようなケースについては、市内全域を禁煙地区とすることについては是非かを問うものとして、住民投票の対象となり得るものと考えます。
17	論点2 重要事項	除外規定（5）	「(5) 特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」については、懇談会議事録にあるアメリカを参考にするのは適切ではなく、「(6) 住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」に含めても良いのではないか。	懇談会において、少数者を多数の意見で排除するのは危険であるという危機意識があったことからこの項目を設けています。例えば、クリーンセンターのような施設を「この地域に作るのには反対」という内容は住民全体の意思を表明するものとなるが、「この地域に作ってほしい」という内容では、一部の住民に市全体の負担を押し付けることになるため避けるべきだという議論があったため、重要な項目であると考えています。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
18	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を含めることについては賛成である。	骨子案で示したとおり、外国籍住民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないこととしました。
19	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支えあいのまちづくり」の視点にたち、在留期間などの要件を設けず、外国籍市民を投票資格者として認めていることを特に評価する。	
20	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を入れることに賛成である。	
21	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	「請求資格者」及び「投票資格者」に外国籍市民を含める考え方に賛成。条件に関しても日本人と同様でよく、外国籍市民だけ特別な条件を設定する必要はない。	
22	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	『18歳以上、外国人を含める』についてどちらも異論はない。特に外国人は入れない理由がわからないと思うほど、入れることが自然と考える。	
23	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民も武蔵野市で暮らす住民であり、市民サービスを受けるべき対象であることを考えると、外国籍市民を含めないとする理由が見当たらない。あくまで住民投票は市政運営へ反映する諮問型の制度であり、公職選挙法に基づいて人を選ぶ選挙とも違うと考える。	
24	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民の投票権については、骨子案のとおり日本人と同様でよいと考える。外国籍市民は現在0.2%ほど、逆にマイノリティとして、国籍による意思表示は見えにくいと思う。多様性社会の中では弱者の声を届けるしくみは別途きちんと確保すべき。	
25	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	賛成。外国籍の方を含めることで、実務面で選挙とは異なる運用が必要と考える。	
26	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めること、また在留期間などの要件もつけないことについて支持する。選挙管理委員会とよく調整して、実施可能な運用方法を検討していただきたい。	
27	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民も同じコミュニティで生活している人という観点から、投票資格者に含めることに賛成。多言語対応としては、国が作成している「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」で、外国人が希望する情報発信言語として挙げられているやさしい日本語と英語（余裕があれば、外国人住民の国籍として中国人が一番多いため中国語）を想定しておけばよいのではないかと。	
28	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を含むことは良いと思います。投票操作の危惧などについての備えはいかがでしょうか。	
29	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	市民として等しく市民サービスを受ける権利は内外問わず有するものとするため投票権を付与することについては賛成。ただし、短期の在留外国人に投票権を付与することに課題がないか懸念している。一定の要件を設けることも視野に入れ慎重な検討を求める。	本市においては、外国籍住民にのみ在留期間などの要件を設けることには明確な合理性がないと判断し、適法に在留資格を認められ本市に住民登録のある外国籍住民については、日本国籍を有する住民と同じ要件とすることが妥当であると考えます。
30	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは現実即しており、民主主義の成熟と発展につながるので、投票資格者に永住外国人を含むべきとの案で良いと考える。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
31	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないことに反対。 ①公職選挙法への影響の考慮：選挙と住民投票の目的は異なるが、「投票権」では変わりがない。自治体の条例で投票権を認めることで、国や都に求められるレベルが上昇することが懸念される。	<p>条例に基づく住民投票には法的拘束力はなく、参政権のうち公の意思の決定に参加する選挙権などは、明確に位置付けが異なる制度です。本市の自治のルールを定めた自治基本条例では、市民の要件に国籍の要素はありません。市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、共に地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えます。また、本市では第六期長期計画の中で、まちづくりの基本目標の一つに、「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を掲げており、「誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しないまちづくりを推進する」方向性を強く打ち出していることから、この実現のためには、外国籍住民も投票資格者に含めることが必要であると考えました。</p> <p>本制度は、あくまでも本市の市民自治を推進するためのひとつの手法であり、二元代表制で市政運営を行うことや「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」が自治の基本原則であることを覆すものではないと考えます。</p>
32	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないことに反対。 ②国の保安の観点：今後の外国籍市民の割合によっては、外国籍市民の署名だけで住民投票が行われることもあり得る。あくまで参考として取り扱うべきであり、投票権を与えることはリスクがあると考える。	
33	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民は含めないほうが良い。十分に住民投票の経験がない現時点では見送り、改めて検討するべきだと思う。共生社会の実現という意味では、外国籍市民に限らないが、YesかNoの意思表示しかできない住民投票のチャンスを活用するのではなく、日常生活の中において自らの意思を実行できるような支援体制を整えるべき。	
34	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考える。理由①、市民の定義に国籍の要素がないからと言って投票権を外国籍市民に付与する理由にはならない。	
35	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考える。理由②、住民投票は選挙で選ばれた市長、選挙で選ばれた議員で構成される議会を補完するものである。よって住民投票の投票資格者は同じく市長、議員を選挙した市民(有権者)とすることが妥当。	
36	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考える。理由③、納税を理由に投票権を付与すべきとの意見があるが、公職選挙法では、納税の有無に関係なく、18歳以上の国民に選挙権が付与されている。	
37	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考える。理由④、国家の3要素は、国民、主権、領土である。廃置分合、境界変更は国家で言えば領土の変更である。国の根幹にかかわる問題であり、当然に国民の声を聞く必要がある。このことを自治体に置き換え、領土は市の領域と考えれば、当然に日本国民の声を聞くことが妥当ではないか。	
38	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考える。理由⑤、選挙人名簿の範囲外の人の特定、管理など、正確な行政事務手続きが可能なのか。	
39	論点3 住民投票の投票 資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考える。理由⑥、合併特例法による投票には外国籍市民は含まれない。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
40	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	外国籍市民に投票権を付与することには多くの課題があると考えている。理由⑦、外国籍市民への参政権につながる恐れがあり慎重な対応が必要。	参政権の定義にはいろいろな考え方がありますが、その代表は選挙権です。選挙権は、政治を担う代表者を選ぶものであり、また、投票の結果が当落を厳密に定める拘束型の投票制度です。一方、市の条例に基づく住民投票は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというものであり、政治を行う代表者を選ぶ選挙とは性質が異なるとともに、法的拘束力を持たない諮問型という位置付けです。「代表者を選ぶこと」「拘束型の投票であること」を前提に議論されている外国人参政権の問題と、市の住民投票条例の中で外国籍住民が投票資格者となるということとは別の議論であると考えます。
41	論点3 住民投票の投票資格者	外国籍住民の取扱い	「市民権」に関わる重大事案である。多国籍国家である米国や多国籍国家政策に取り組んだ英国の事例を踏まえて、共生社会の表裏を自治体が背負う覚悟と骨格を明確にさせていただきたい。すでに本市においても、3,223名の外国籍の市民がおり、今後の家族結合によっては、人口構成に影響を与える重大要素である。また、当然のことながら、経済活動を伴うことから、今後他の事象も想定して慎重な判断が求められる。本条例の権能を鑑みれば、住民自治のルールであっても、法治国家の法制度の枠を超えて、独自の治外法権領域を形成することは、他の法体系と市民生活の秩序と混乱に影響を及ぼすものとする。居住地登録年限の妥当性を示し、根拠を法令と結びつける必要がある。再考を求める。	市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。住民投票の請求に必要な署名数は、要件を高く設定することで、一部の住民にのみ利益を誘導するようなことはできないようにしています。また、外国籍住民を含めた住民投票の結果に法的拘束力はなく、住民投票の結果を踏まえて市政の重要事項に関して決定するのは、選挙による信託を受けた市長と議会であり、現行の二元代表制の仕組みを否定するものではありません。住所要件としては、公職選挙法の規定に準じて「引き続き3か月以上」としています。懇談会においても、外国籍住民のみ追加の要件（3年以上在住等）を設けるべきではないという議論がありました。
42	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	事業者の意見はどのように反映されていくのか。自治基本条例で定める「市民」の定義には事業者が含まれる。行政と事業者が関わる場面が増えてきており、他の自治体と比較して産業振興にしっかり取り組んでいるからこそ、「住民」の定義には事業者が含まれなかったとしても、まちづくりのなかで事業者は動いているということを残してほしい。	住民投票の投票資格者は「武蔵野市に住所を有する18歳以上の者」と自治基本条例で規定しています。「市民」の定義は、在住・在勤・在学、事業者も含めていますが、住民投票の場合は、投票資格者名簿の調製などの実務上の理由から、住民基本台帳の情報に基づく事務を前提としないで執行が著しく困難となります。自治全体の仕組みとして、住民投票以外で事業者の皆さんからご意見を伺う方法を検討していく必要があると認識しています。
43	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	「意見を尊重する」ということは住民投票に限らない。投票資格者に含まれない世代の意見はどのように集められるのか。意見を持っているけど言えない、資料を読む時間が足りない、分からないという状況がある。取りこぼしてしまう部分について声を聴く場を設けてほしい。	市民自治全般に対するご意見として承ります。なお、住民投票は、公職選挙法に基づく選挙に準じて行うことから、事業者に投票という形で意思を表明していただくことはできません。しかし、投票を勧誘するなどの住民投票運動を通して、意思を表明することは可能です。住民投票において、18歳未満の方の意見をどのように反映させるかは、今後の研究課題であると認識しています。
44	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	外国人を含めるのには賛成だが、納税者であるという視点があるのなら、事業者の声を聴く枠組みも考えて欲しい。例えば景観など決められる住民投票だと、事業者にも影響が及ぶ可能性が高くなる。また、中高生の無作為ワークショップなども行ってきた経緯や、子どもの権利条例検討の流れもある。こうした世代の声を聴くことも大切。	
45	論点3 住民投票の投票資格者	投票資格者以外の意見の把握	18歳未満の子がいる場合、その法定代理人に2票もたせてもよいと思う。	ご意見として承ります。なお、投票に関する事項は、条例に定めるものを除き、公職選挙法のほか、市の選挙執行規程等に準拠するため、法定代理人が2人以上いる場合の確認方法など、実務上の対応は困難であると考えられます。
46	論点3 住民投票の投票資格者	要件	集団的な転入者（住民投票のみの為の）に対する排除対策が必要ではないか。	投票資格者の住所要件は「引き続き3か月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」としています。また、署名審査のための名簿の基準日は代表者証明書交付申請日時点、投票資格者名簿の基準日は投票期日の告示の日の前日時点、住民投票の期日は実施の告示の日から起算して最長で90日以内としており、これらにより一時的に有権者となることを目的とした転入を防ぐことが可能と考えます。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
47	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	市全体に関わる重要事項について住民投票に付すという趣旨を考えると、4分の1以上という署名要件は決して多くなく、4分の1以上の署名が集まればこそ趣旨のとおり重要事項と考える。4分の1以上よりハードルを下げるとしても、法の規定で議会の議決を要せずに投票結果が拘束される6分の1以上よりも下げてはいけないと考える。	骨子案で示したとおり、必要署名数は投票資格者の4分の1以上としました。
48	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	賛成。合併協議会の設置を要求する水準よりは性質上厳しくしてよいと思う。	
49	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	必要署名数が投票資格者の4分の1というのは、ハードルが高すぎるのではないか。本市の過去の事例から見ても、非現実的である。	市政運営は二元代表制が大前提であります。市長と議会が市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が起きた場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという地方自治法に基づく直接請求の制度は、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないか、と懇談会で議論されました。その結果、実施要件となる必要署名数の要件を有権者の50分の1よりも多数で一定以上の厳しさを持ったものと設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票が実施できる常設型の住民投票制度を設けるべきであるという方向性が示され、それに基づき必要署名数の要件を検討しました。 現行制度における住民投票では、投票結果をもって議会が議決したものとみなすとしている合併特例法の6分の1という必要署名数の要件がひとつのラインであり、これより下げるとは二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えます。また、本市における住民投票制度は、地方自治法に基づき市長・議会に対して不信任を示すリコールができる署名数（3分の1）と同じ重さを持つまでとは言えないと考えられることから、6分の1以上で3分の1よりも少ない範囲で検討を行いました。そして、本市の住民投票制度の趣旨を踏まえ、その範囲内で最も高いハードルである4分の1以上と設定しました。
50	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	近年になって常設型住民投票条例を制定した自治体では、6分の1以上や5分の1以上など、必要署名数を少なくする自治体が多くなっている。海外の例と比べても、高いハードルとなると思われる。必要署名数は4分の1以上よりも少なくするべきと考える。	
51	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件について	投票資格者の4分の1(約32,000件)は市長選での当選者得票数約34,000とほぼ同じ数字である。だとしたら市長を決められるくらいの人数に声を届けて賛成してもらって、さらに署名までしてもらわないといけな。署名はかなり抵抗があるもので、14万市民全員に賛同してもらっても32,000人に署名してもらえないかはわからない。	
52	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	4分の1はかなり厳しいと感じる。投票結果が即市政の変更につながるわけでない中で、これだけの数を集めないと住民投票にかけられないとなると、住民投票自体が実現不可能なものと市民は感じると思う。	
53	論点4 住民投票の請求	署名要件	必要署名数は投票資格者の10分の1が適当。2か月以内におよそ13,000人前後の署名であれば、濫用の恐れもないと思われる。直近の横浜市の直接請求の事例からも、住民投票制度は市民自治の制度として過大な要件を求めず、現実的に使いやすい制度として設計されるべき。	
54	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	10分の1以上で良いのではないかと。法律上の制度でも、リコールや直接請求はほとんど成立していない。ハードルが低いのがいいとは言えないが、4分の1以上では高すぎる。	
55	論点4 住民投票の請求	必要署名数の要件	投票資格者の4分の1以上の署名数はハードルが高い。10分の1以上とすることを求める。	
56	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	「投票資格者＝署名をできる人」であるならば、その条件がわかりやすく伝わると思う。	
57	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	署名ができる人の条件に触れられていないのが気になる。要件を設けないことで、住民投票が乱発されることが懸念される。	〔9 署名等を求める手続〕において、住民投票の実施を請求する代表者は、投票資格者に対し署名等を求める旨を記載しています。ここでいう投票資格者とは、代表者証明書交付申請日現在において投票資格のある方です。
58	論点4 住民投票の請求	署名できる人の要件について	署名をできる人の条件はないのか。	
59	論点4 住民投票の請求	署名に関する罰則規定	愛知のリコール運動のように偽りの署名等があった場合の罰則規定等は定めるのでしょうか？	愛知県知事リコール運動の署名偽造問題を受けて、〔署名収集における禁止事項〕を新たに設けました。これは、罰則のない規定としていますが、暴行、脅迫、署名の偽造等刑法に触れるような行為があった場合は、関係機関と協議のうえ、しかるべく対応することができます。また、刑法による対応のほか、実務上は、提出された署名簿の縦覧の仕組みを設けることにより、対応できると考えています。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
60	論点4 住民投票の請求	その他	請求時や実施時に住民投票に係るコストも合わせてお知らせしてほしい。	ご意見として承ります。なお、住民投票を実施するにあたり、1回のコストとして約4,200万円ほどを想定しています。ただし、社会情勢の変化や法改正等により増減することも考えられます。
61	論点5 署名の収集期間	署名の収集期間	4分の1以上であれば短すぎると思うが、実際集める期間としてはこれくらいでないと投票までに期間がかかりすぎるので、妥当ではないかと思う。	骨子案で示したとおり、署名の収集期間は2か月としました。
62	論点5 署名の収集期間	押印の取扱い	署名の収集期間に異論はない。一方で、コロナの影響で押印の廃止が進んでいるが、住民投票請求における署名の押印はどのような取扱いになるのか。また、外国籍市民の署名における押印はどのように取り扱うことを想定しているのか。	地方自治法の改正にあわせ、押印不要としました。
63	論点6 署名簿の審査期間	不正への対策	審査期間に異論はないが、愛知県知事リコールにおける署名収集の不正のように、同一人物による筆跡の確認など、審査のノウハウは選挙管理委員会事務局は持っているのか。マニュアルの作成等しっかり準備しておく必要があると考える。	署名審査等の事務マニュアルを作成することを予定しています。なお、大規模災害などやむを得ない事情がある場合に限り、審査期間を延長することができることとします。
64	論点6 署名簿の審査期間	不正への対策	愛知県知事のリコール運動でもあったように、署名の有効性が厳しく問われ、その時の住民投票自体が成立するかどうかということになる。署名数が多ければそれなりに審査の時間を必要とする。コロナや他の感染症が拡大することも想定し、きちんとした時間を確保するべき。	
65	論点7 住民投票の結果	全般	自治基本条例に基づき、住民投票の成立・不成立にかかわらず、開票し、結果を公表することを特に評価する。	骨子案で示したとおり、行政の透明性を確保するため、住民投票の成立・不成立にかかわらず、開票し、結果を公表することとしました。
66	論点7 住民投票の結果	尊重について	「尊重する」とは具体的にどういうことか。成立しなかったときの尊重と、成立したときの尊重に違いはあるのか。	本市の住民投票制度は、あくまでも二元代表制を補完する仕組みであり、市長と議会は結果に拘束されません。成立した投票結果を踏まえ、市長と議会は市政へ反映させるかどうか議論したうえで、意思決定することになります。
67	論点7 住民投票の結果	尊重について	拘束型ではないため、成立要件は大きな意味を持たないのではないかと。	懇談会における議論で、投票数が少ない場合についてまでも、市長と議会が結果を尊重することは適切ではないため、一定の成立要件を設定する必要があるという方向性が出されました。また、一人でも多くの住民に考え、投票していただくことで、投票結果に信頼性を持たせることができると考え成立要件を設定しました。
68	論点7 住民投票の結果	結果の内容	『成立した住民投票の結果』とは、①成立した住民投票において得票率が高かった方の選択肢なのか、②投票率や各選択肢の得票率など全体的な結果なのか明確にする必要がある。	「成立した住民投票の結果」とは、得票率の高かった選択肢だけではなく、得票率の低かった選択肢への投票数や全体の投票率も含めた投票結果の全体です。
69	論点7 住民投票の結果	結果の内容	外国籍市民を投票資格者とし、多様な意見を市政に反映させようとする試みは理解するところであるが、住民投票の結果を受けて行われる市長の判断の参考となるよう、選挙権を有する市民と選挙権を有しない外国籍市民との投票結果を分けるべきではないか。 例えば、「外国籍市民にとっては関心の薄い事項に関して、仮に日本国籍市民のみであれば住民投票が成立した場合において、その結果を成立に準じる形である程度尊重する必要があるのではないか」「全体としては多数意見ではないが、特に外国籍市民の投票結果が少数意見側に著しく偏っている場合、市政運営においてある程度考慮する必要があるのではないか」といった論点が生ずる場合に、投票結果を日本国籍であるか否かで分別して公表していなければ、市長の判断に資する諮問とはならない可能性があると考えられる。	市民自治の推進の観点から投票資格者として外国籍住民を含める以上、投票結果を区別する必要はないと考えます。 また、投開票の際に、投票資格者の属性を把握することは困難であると考えます。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
70	論点7 住民投票の結果	結果の内容	投票率が低いにも関わらず、賛成・反対に極端に結果が触れたときなどがある場合に備え、結果のみが独り歩きしないよう、結果を広報するであろう議員、マスコミ等に表記に配慮するように求めてほしい。	骨子案で示したとおり、公表する投票結果は以下の内容を想定しており、規則で定める予定です。 (1)投票日、(2)住民投票事項名、(3)投票日における投票資格者数、(4)投票総数、(5)投票率、(6)有効投票数、(7)無効投票数、(8)投票の成立又は不成立、(9)賛成又は選択肢Aの投票数、(10)反対又は選択肢Bの投票数 なお、署名数については、住民投票の実施を決定した際の告示に含まず。
71	論点7 住民投票の結果	結果の内容	結果公表は既に自治基本条例に規定され良いことと思うが「請求署名数以下の投票数で、100%近い賛成」であった場合等特殊な状況の公表による社会的影響は考慮しないか。	市政の重要事項について住民の意思を直接確認し、市政に反映させることを目的とする住民投票制度の趣旨を鑑みると、一定の支持率ではなく、より多くの住民が投票に参加し、その結果を尊重すべきと考えます。
72	論点8 成立要件	成立要件について	市の重要事項について、投票資格者の4分の1強で賛否が決まってしまふのはハードルが低い。得票率を要件としたほうがいいのではないか。	「投票総数が投票資格者総数の2分の1以上」という成立要件は、厳しい条件だと思う。過去の選挙での平均投票率や国の投票制度よりも投票資格者が多いことから、成立する可能性はかなり低いと思われる。
73	論点8 成立要件	成立要件について	投票率でその投票内容が尊重されるべきか判断できるという意見には賛成だが、その投票率を例えば50%とすると、武蔵野市長選挙も市議会選挙も投票率は50%以下なので両者とも尊重されないでいいということになってしまう。市長選・市議選と比較してどの程度重要なものを住民投票として認めるか、それをもって成立条件を設定するのはいかがか。	懇談会において、市及び市民全体に影響を及ぼす重要事項について、住民に直接その賛成又は反対の意思を確認し、市政に反映させることを目的とした住民投票の結果を尊重するにあたっては、投票数が少ない場合についてまで結果を尊重することは適切ではなく、一定の成立要件を設定する必要があることが議論されました。 本市では、住民投票実施請求における署名収集の要件を投票資格者の4分の1以上として検討を進めています。署名簿への記載は、住民投票実施の趣旨に同意する者が記載すると考えられ、その署名収集をもって実施される住民投票は、より広い住民意思を確認する必要があるため、住民投票の成立要件は署名収集要件よりも高く設定する必要があります。そのうえで、投票しなかった人に対しても、投票結果に信頼性を持たせることができる水準をどこに設定するか検討した結果、投票総数が投票資格者総数の2分の1以上の場合に成立するものとなりました。
74	論点8 成立要件	成立要件について	諮問型の住民投票といえど、その投票への参加者が少ない結果にまで尊重することは望ましくないと考えるため、少なくとも投票資格者の半分以上が投票した場合に成立とする要件は妥当だと考える。	骨子案で示したとおり、投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一又は同趣旨の事案については請求を行えないこととしました。 代表者証明書の交付申請があった際に、請求された事項名だけでなく、請求の趣旨を確認したうえで、同一案件でないかどうかを市長が判断します。
75	論点8 成立要件	成立要件について	諮問型の住民投票といえど、その投票への参加者が少ない結果にまで尊重することは望ましくないと考えるため、少なくとも投票資格者の半分以上が投票した場合に成立とする要件は妥当だと考える。	重要事項の判断はNo.3～10のとおりです。市長は、重要事項に該当するか、設問の設定が定められた形式に合致するか、請求者が投票資格者であるかを確認し、代表者証明書を交付するか否かを決定します。代表者証明書の不交付については、行政不服申し立てや訴訟の提起が可能です。
76	論点9 住民投票の請求の制限	制限期間	財政面を考えると、制限期間を2年間と設けることは妥当だと思う。	[23 期日前投票等]において定めます。
77	論点9 住民投票の請求の制限	判断基準	同内容で頻繁に住民投票が行われると、行政側の通常業務への影響も大きく、現実的ではないと考えるため、制限期間は妥当と考える。一方で、何をもって同一案件と判断するのか。	ご意見のとおり、様々な課題があるため、原則は同日実施しない方向で考えています。しかし、住民投票の案件の内容や請求のタイミングなどにより、課題の度合いが比較的小さいと判断できる場合は、コスト削減等のメリットが見込めるため、選挙との同日実施をすることができることとします。
78	論点10 住民投票の形式	設問の設定	市長や議会が取り組まない事項について住民投票するのももかわらず、「重要事項に該当するかどうか」の判断を市長がしていいのか。	ご意見を踏まえ、「情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない」としました。
79	論点12 住民投票の期日	期日前投票	期日前投票について定めるのか。	市長が恣意的な情報提供を行うという事態を避けるために、理念的に中立性について規定する必要があると判断しました。
80	論点12 住民投票の期日	投票期日と同時に選挙が行われる場合	選挙と同時に実施するデメリットが大きいため、別日実施を原則としてはどうか。住民投票は必要なコストであるため、「コスト削減」という文言はないほうがいい。	
81	論点12 住民投票の期日	投票期日と同時に選挙が行われる場合	住民投票を選挙と同日に行えば、選挙運動や選挙への態度に投票資格者が影響されることになる恐れがある。したがって同日に行うべきではない。	
82	論点13 情報提供	情報提供の方法	努力規定ではなく、義務規定とすべき。	
83	論点13 情報提供	中立性について	誰が「客観的かつ中立的」であると判断するのか。市長は政治信条があるなかで中立的な立場での情報提供は難しいのではないか。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
84	論点 13 情報提供	情報提供の方法	憲法改正に係る国民投票のように、議会で広報協議会のようなものを設置しないのか。	国民投票広報協議会は、憲法改正の発議及び国民投票の実施主体となる国会（議員）により設置されるものです。一方、市の住民投票においては、執行者である市長に対して情報提供を行うことを義務付けており、議会に対する広報協議会の設置義務は規定しません。
85	論点 13 情報提供	中立性について	「賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく」とあるが、国民投票では、広報協議会が賛成意見及び反対意見を出すこととなっている。市の住民投票では賛否意見を出さないのか。また、出す場合はどのようにその意見を作るのか。	憲法改正とは異なり、住民発議の投票であるため、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、市長が住民投票の執行者としてしっかり情報提供を行うことが、中立的な情報提供であると考えています。
86	論点 13 情報提供	客観的かつ中立的な情報提供について	市政、市長に不満があることから住民投票が行われることが多いことを想定すると、市長が客観的かつ中立的に情報提供が行われるか疑問が残る。究極的な「客観的かつ中立的」な行動とは、何もしないことにならないか。また、骨子案に記載のある「客観的かつ中立的な情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、情報提供を行うということの意味します」では行政資料と異なる見解を持つ側の意見が示せないことになる。選挙管理委員会、もしくは、第三者組織を設け、賛成側、反対側双方の情報が同じレベルになるようにするとともに、市報などを活用し市側の意見のみが市民に周知されることがないようにも規定すべき。	住民投票の実施にあたっては、住民投票に対する関心を高めるとともに、投票資格者が自らの判断に基づき投票できるよう、市から情報提供を行うことが不可欠となることから、市が情報提供を行うことを義務付けます。また、情報提供の仕方によっては住民投票の結果に偏った影響が出る可能性があるため、市による恣意的な情報提供が行われることを避けるため、情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意しなければならない旨を規定します。市が行う情報提供とは、付議事項に対する賛成・反対の意見に関する情報提供を行うということではなく、市が有する付議事項に関する行政上の資料等で公開することができるものについて、投票資格者が理解しやすいように整理し、情報提供を行うということの意味します。
87	論点 14 投票運動	投票運動	これまで各地で行われた住民投票でも、投票運動はたいてい自由でできるようになっており、戸別訪問や自由な宣伝活動など、「原則自由」にすると案（案 1）で良いと考える。	骨子案で示したとおり、住民投票運動は自由であることを明記したうえで、買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならないことや、投票事務関係者の投票運動を制限することとします。
88	論点 14 投票運動	投票運動できる人について	住民投票運動をすることができない投票事務関係者について、地位を利用したものでなければ市民として投票運動をしてもいいのではないのか。	例えば、病院や老人ホーム等の施設で不在者投票を管理する者が、業務上の地位を利用して住民投票運動をすることは望ましくないと考えています。職務と個人を分けて活動したとしても、対外的に見たときに信ぴょう性が疑われる懸念があるためです。住民投票運動の規制は、投票の公正性を保つために、最低限のものとしします。
89	論点 14 投票運動	投票運動できる人について	住民投票の投票資格者及び実施請求者は「住民」であるが、投票運動を行うことができる主体は「住民」に限定されるのか。公務員の投票運動についても一律に制限されていないが、市職員でも「住民」であれば投票運動ができるという理解で良いのか。	投票事務の公正な執行を確保することを目的として、投票事務関係者の住民投票運動を制限していますが、それ以外は特段の制限はありません。
90	論点 14 投票運動	投票運動の規制	SNS でのフェイクの拡散や、ネガティブキャンペーンなど人権問題にかかわる行為について、公平公正な視点で、ファクトチェック・注意勧告等を行う必要があるのではないのか。場合によっては、住民投票の結果の信頼性に関わり、さらなる分断を招く可能性がある。	憲法改正における国民投票運動での規定を参考に、広く市民が萎縮することなく活発な議論を行えることとするため、住民投票運動は原則自由としましたが、買収や強迫など必要最小限の制限は設ける必要があると判断しました。
91	論点 14 投票運動	投票運動の規制	愛知県の事例から、資金的に有利なものが署名を集めることや投票依頼をすることで情報提供も含めて賛否双方が公平にならないことへの懸念がある。また、売名行為で行なわれること、ネット上も含めた誹謗中傷も可能となること、武蔵野市以外でも活動が可能となることへの対応策も必要である。	インターネット上の主張などを規制することは、表現の自由に関わることであり、非常に困難であると考えます。一方で、事実でない数字等が独り歩きして健全な議論が妨げられることを防ぐため、市として中立的な立場に留意しつつ、必要な情報提供を行うこととします。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
92	論点 14 投票運動	投票運動の規制	「原則自由」の文言を削除し、禁止行為を詳細に定めることを求める。 「原則」の定義と「自由」の範囲を限定できずに、「原則自由」の文言を明記することは、恣意的判断や作為の余地を残す事になる。公職選挙法に定められている違反でさえも、調査・摘発・指導ができない本市の状況を踏まえ、過度の自由度を付与することは、市民生活の混乱を生じかねない。本条例を、画餅とすることなく、実効性のあるものとするならば、その覚悟と姿勢を示すことは、自治体の責務である。	投票運動は、「買収、強迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない」と判断することとします。また、「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」と判断する基準は、別途規則で定める予定です。
93	論点 14 投票運動	投票運動の規制	投票運動は期間限定ではなく署名収集前からも行えるため、行政が積極的にファクトチェックを行うのは困難。あくまでも注意喚起をしたうえで、客観的かつ中立的な情報提供に注力するとした方がよいのではないかと。	ご意見のとおりと考えます。
94	論点 14 投票運動	投票運動の規制	選挙期間と被った際、どのような配慮が行われるのか。	選挙期間と重複する期間において、例えば住民投票運動としての戸別訪問を行った場合、外見からは選挙運動と区別がつきにくく、公職選挙法に抵触すると判断される恐れがあります。また、選挙と住民投票を同時に行うことは、理念面・実務面でのデメリットが大きいと考えるため、本市では原則として投票日を変更することとします。なお、選挙期間において当該選挙の候補者等が行う選挙運動又は政治活動が住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。
95	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	境界変更の規模については、「丁目」に統一したほうが良いのではないかと。	境界変更は「一つの丁目以上の規模のもの」としました。
96	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	「市内の一つの町や丁目以上」とあるが、「丁目以上」とすれば町も含まれることとなるのではないかと。	
97	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	実際のところ市境のほとんどは境界確定ができていないが、隣市との境界確定は必要に応じて当事者間での協議、確認により行っている。この条例で言うところの境界変更は、例えばマンション棟レベル、一街区レベル、一丁目レベル、道路一区間レベル、飛び地などを指しているのか。	
98	論点 15 廃置分合と境界変更	住民投票の対象となる廃置分合と境界変更について	廃置分合と境界変更を切り離して考えるならば、自治基本条例第19条の改正が必要。	自治基本条例第19条における境界変更の定義を「全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして別に条例で定めるものに限る。」と改正する必要があると認識しています。
99	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併は非常に重大な事項なので、法律に基づく住民投票が実施された場合でも、住民投票を再度実施してもいいのではないかと。	ご意見を踏まえ、合併特例法に基づく合併協議会の設置要求のための住民投票と、合併協議会における協議を経て合併に関する議決を行う前の本市の住民投票制度による住民投票は、その目的が異なることから、骨子案の内容を見直し、住民投票を実施することとしました。
100	論点 15 廃置分合と境界変更	合併特例法に基づく投票が実施されたときの取扱い	合併協議会が、住民の意思を反映できるような構成でなければ、住民意思を確認できるようにしておいたほうがよいのではないかと。	

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
101	論点 15 廃置分合と境界 変更	合併特例法に基づ く投票が実施され たときの取扱い	合併協議会との整合については、協議会において住民の声を聴く機能が担保されないのであれば、住民投票を方法として残すのがいいのではないか。	ご意見を踏まえ、合併特例法に基づく合併協議会の設置要求のための住民投票と、合併協議会における協議を経て合併に関する議決を行う前の本市の住民投票制度による住民投票は、その目的が異なることから、骨子案の内容を見直し、住民投票を実施することとしました。
102	論点 15 廃置分合と境界 変更	合併特例法に基づ く投票が実施され たときの取扱い	市条例による住民投票実施を適用除外とすることに疑問を感じる。合併特例法が予定しているのは、合併協議会の設立の請求であり、住民投票条例が予定しているのは、合併協議会で合併に関する協議が整ったのちである。確かに2回投票を行うことは極めて非経済的であると考え、上記2つのことは、フェーズが全く異なり、投票で求められていることが違う。	
103	論点 15 廃置分合と境界 変更	合併特例法に基づ く投票が実施され たときの取扱い	市町村合併の問題は、今の自分たちの自治体がなくなるかどうかという、住民の暮らしと自治にとって最も根本的な問題である。合併特例法の改正時には、合併協議会を設置するという住民投票がたとえ行われたとしても、合併するかどうかの最後の決定に当たっては、やはり住民投票が大事なのだという付帯決議がついている。「ほぼ同様の趣旨で2回の投票を行うことは極めて非経済的である」ということではないと考えられるため、地方自治法第7条第6項の議決前に住民投票を実施すべきだと考える。	
104	論点 15 廃置分合と境界 変更	投票結果	廃置分合と境界変更が自治体の憲法事項にあたり、署名収集を要さず必ず住民投票を行うものと重く位置付けるのであれば、その投票結果を他の住民投票結果より重くすることは可能なのか。	成立した住民投票の結果に対する市の尊重義務について、付議事項の内容に応じてその度合いを変えることは困難であると考えます。なお、廃置分合・境界変更に関する住民投票の実施は署名収集を要しませんが、成立要件は、それ以外の付議事項に関する住民投票と同様としています。
105	その他	全体	他の論点については概ね賛成。	様々なご意見を踏まえて、条例素案を検討しました。
106	その他	前提	本条例素案は、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」を踏まえて示されたものと理解してよろしいか。	「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」における議論を踏まえ、他自治体における先例の調査や庁内の「武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会」における多角的な視点からの検証を行い骨子案をまとめました。また、その骨子案に対する市民・議会・職員からの意見聴取を踏まえて、さらなる検討を行い、条例素案を公表したところです。
107	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の「住民投票制度検討の背景」では、他の自治体に遅れて、本市が「自治基本条例」制定に至った今日的意義が読み取れない。記述の加筆修正を求める。	「I 住民投票条例の検討について」では、住民投票条例（仮称）の制定の検討に至った経緯について、その概略を記載しており、現時点で加筆又は修正をする必要はないと判断しました。
108	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、懇談会では「外国人の投票権利」について、深く議論されている。グローバル化する社会における「市民・住民とは誰か」という「市民権の付与」について、記載する必要がある。	市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。本市の住民投票制度は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問う、法的拘束力を持たない諮問型という位置付けであり、本市における市民自治の推進を図るものです。よって、同じ住民である外国籍の方も投票資格者に含めることとしています。政治を行う代表者を選ぶ選挙権を付与するというものではありません。
109	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、住民投票条例の誤った行使により、人権侵害や権利拘束などの意図せざる結果を招くため、慎重に判断すべきとの深い議論があった。結果、常設型にする大義として「廃置分合・境界指定」と限定された「市政に関する重要事項」のみに限定し、「常設型」とする結論に至っていると理解している。極めて重要な論点であるため、加筆を求める。	懇談会においては、本市における住民投票制度導入の可否から議論され、アメリカの事例を挙げて、少数者に対する差別や権利侵害を招く危険性もある制度であるため慎重な検討が必要だという意見がありました。議論の結果、市民自治の推進を目的として、市の憲法事項である廃置分合・境界変更を実施しようとするときは、必ず民意に諮るという、本市独自の方向性が示されました。さらに、それ以外の市政に関する重要事項については、実施の要件としての必要署名数の要件を高く設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とするという方向性が示されたことから、この度の条例制定に向けた検討を行っているところであり、その旨を前提として条例素案に記載しています。

NO.	論点	検討事項・テーマ	意見要旨	市の考え方
110	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、懇談会においては、住民投票は「拘束型」とすることは、日本国憲法においても地方自治法においても認めていないことを言及した上で、本市においては「諮問型」と位置づけ、最終的には議会が決めると議論されている。位置づけを明確に記載することを求める。	「I 住民投票条例の検討について」では、住民投票条例（仮称）の制定の検討に至った経緯について、その概略を記載しています。条例に基づく住民投票に法的拘束力を持たせることができないため諮問型という位置付けであること、成立した結果を市は尊重する義務があることについては、〔33 投票結果の尊重〕で明記しています。
111	その他	前提	「I 住民投票条例の検討について」の記述について、「議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型住民投票制度」「伝家の宝刀」等の表現は、本条例を定める目的ではない。代表民主制である議会の権能を、著しく貶める印象を与えかねない。また、同時に市民の選挙権・被選挙権等の参政権をもおびやかす誤解を招きかねない。削除を求める。	本条例は、市民自治の推進を目的として、新たな自治の仕組みの一つとして制定するものです。市政運営は、二元代表制が大原則です。そのうえでどうしても市民が納得のいかない場合に限り、実施の要件としての必要署名数の要件を高く設定したうえで議会の議決を要せずに住民投票を実施できる本制度は、二元代表制を補完するものであり、この制度の存在により、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと考えます。
112	その他	前提	住民投票を機能させていくためには、そもそもの住民の市政参加が欠かせない。さらなる市民自治実現のための情報公開、情報提供、広報広聴に力を入れていく必要がある。	ご意見のとおりと考えます。
113	その他	全体について	他自治体についても研究されており、なぜそうしたかの根拠や考え方の解説が丁寧なされていて、とてもよくできていると思う。	懇談会での議論の蓄積の内容を基本的な前提としながら、様々なご意見を参考にして条例制定に向けた検討を進めています。
114	その他	全体について	市民自治を重要視した内容ではないか。	
115	その他	全体について	様々な意見をくみ取り議論されている様子がみえて評価する。今後、為政者や議会の構成、社会情勢の変化によって、この条例が改正されることもあり得るのか。憲法改正のように歯止めがかかるしくみが担保されているのか。	現時点で改正は見込んでいません。改正の必要性が生じた場合は、自治基本条例第 15 条の市民参加の手続を経たうえで、議会での審議を経ることとなります。
116	その他	市民周知について	住民投票条例は市民にとってあまり認識が広まっていないように思えるが、その点はどのように考えているか。	自治に関する重要事項であるため、広く市民の方に知っていただくのが非常に重要だと考えています。ご意見を踏まえて、コロナ禍で実施可能な方法を検討し、無作為抽出市民アンケートや、コミュニティセンターでの意見交換会を行いました。また、自治基本条例に関する PR 動画を作成し公開するとともに、様々な機会を捉えて周知を行いました。
117	その他	市民周知について	自治基本条例と議会基本条例の同時施行に関するイベントは未実施となっているが、その状況で市民にとって重要な住民投票条例についての周知がパブコメだけでよいのか。例えば無作為抽出ワークショップなどを行い、関心の少なかった市民にも住民投票条例のことを知っていただき、より広く市民周知ができればと思うがいかがか。	
118	その他	市民周知について	コロナ禍で様々な取組みを進めることが難しい状況だが、アンケート対象者に自治基本条例の周知動画を見てもらうことや、オンラインによるワークショップ等の実施など、様々な取組みを合わせることで、より市民周知につながるような仕組みも考えていただきたい。	

5 武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案に関する無作為抽出市民アンケート実施結果

■アンケートの基礎情報

1 調査目的

武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案について、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会にて今後整理すべきこととされた2つの論点（①投票資格者に外国籍市民を含めるかどうか、②住民投票の実施を請求するために必要な署名数はいくつか）について、広く市民の意見を聴取し、条例制定に向けた検討に資するため、無作為抽出市民アンケートを実施した。

2 調査期間

令和3年3月10日 ～ 令和3年3月31日

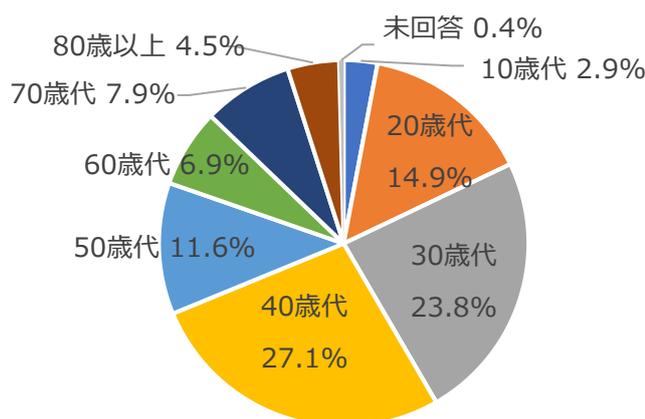
3 調査方法

令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上の方から2,000名を無作為に抽出し、アンケート用紙を郵送送付。回答方法は、同封の返信用封筒にて提出していただく郵送回答と、市ホームページのアンケートフォームから回答を送信していただくWEB回答の2パターンとした。

4 回答者数

	郵送総計	Web 総計	計	回答率
回答数	412	97	509	25.5%

【年代別割合】



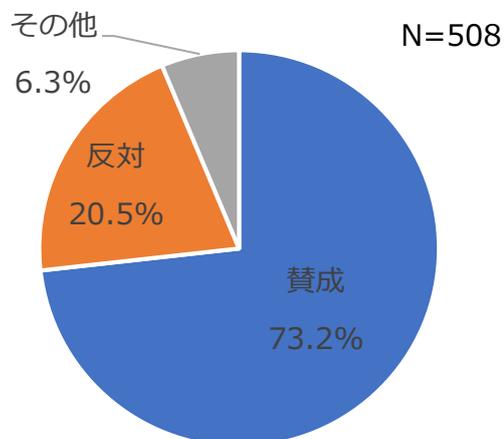
5 集計について

- ・ 図表内の「N」は、各設問における有効な回答を行った回答者の合計を表す。
（例）「N=507」⇒ 回答者は507人（無回答者を除いている）
- ・ 集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

■集計結果

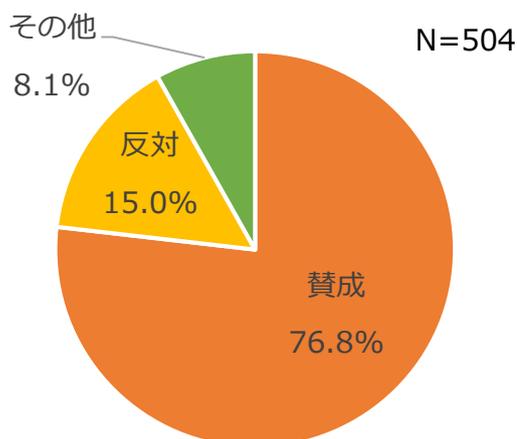
問1 「外国籍市民も投票資格者に含める」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

- 「賛成 (73.2%)」の回答が最も多かった。
- 賛成の回答理由を記載していただいた方のうち、41%が「外国籍の方も本市で生活している住民であるため」、17%が「多様性を認め合う必要があるため」、15%が「市の考え方に同意する、説明に納得した」という趣旨の意見だった。
- 反対の回答理由を記載していただいた方のうち、56%が「日本国籍市民のみに限定すべき」、15%が「在住期間や在留資格の要件を設けるべき」、9%が「今後、外国籍市民の人数が増加する可能性があるため」という趣旨の意見だった。
- その他の回答理由を記載していただいた方のうち、72%が「在住期間や在留資格の要件を設けるべき」という趣旨の意見だった。



問2 必要署名数を「投票資格者の4分の1以上」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

- 「賛成 (76.8%)」の回答が最も多かった。
- 賛成の回答理由を記載していただいた方のうち、75%が「市の考え方に同意、妥当な数である」、12%が「制度濫用を防止できるため」という趣旨の意見だった。
- 反対の回答理由を記載していただいた方のうち、59%が「要件を下げるべき (5分の1以上、6分の1以上など)」、30%が「より厳しい要件を設けるべき (3分の1以上など)」という趣旨の意見だった。
- その他と回答した方からは、「3分の1以上」や「6分の1以上」といった割合が提案されているほか、「案件ごとの割合を検討すべきではないか」「ある程度のハードルの高さは必要だが、判断できない」といった意見があった。



各設問における自由記述の回答は、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

<http://www.city.musashino.lg.jp/index.html/>…………



①

アンケート調査へのご協力をお願い

～武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案について～

武蔵野市では、これまで培ってきた市民参加や市政運営のルールを「武蔵野市の自治」として未来にわたって継承し、発展させていくために、武蔵野市自治基本条例を制定し、令和2年4月1日に施行されました。

自治基本条例には、本市の自治を推進する仕組みの一つとして、新たに「住民投票制度」を設けることが規定されています。しかし、本市として住民投票制度を設けるためには、別に住民投票条例（仮称）を制定する必要があり、現在、より詳細な検討を進めております。

住民投票制度の検討にあたっては、本市の自治全体を俯瞰して議論された「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」の中で大きな方向性が示されていることから、この懇談会での議論の蓄積の内容を基本的な前提としながら、自治基本条例の制定過程での市民や市議会議員からの意見も十分に参考にして検討を進めております。

本アンケートは、その懇談会での議論において、今後整理すべきこととされた「投票資格者に外国籍市民を含めるかどうか」、「住民投票の実施を請求するために必要な署名数はいくつか」という2点について、広く市民の皆さまの声をお伺いし、ご意見を踏まえて条例制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

お手数ですが、武蔵野市の市民自治をさらに一歩進めるための重要な取組みとなりますので、同封いたしましたアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年3月

武蔵野市長

松下 玲子

1 本市における住民投票制度の趣旨

現在の国の制度において、住民の発議により行われる住民投票は、地方自治法に基づき有権者の50分の1以上の署名があれば、市長に条例制定を要求できますが、これを議会が可決しないと住民投票は実現されないものとなっています。市政運営は、二代表制として住民からの信託を受けた市長と議会が、責任を持って行っていくことを大前提としつつ、しかしながら市政運営にかかるすべての案件を住民が選挙により市長と議会に白紙委任しているわけではありません。個別の問題や事柄において、市長と議会がどうしても市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が今後起こらないとも限らず、もしそのような状況となった場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという法に基づく現行の制度については、本市の自治の推進を鑑みた場合に不十分ではないかと考えます。

したがって、実施の要件としての必要署名数についてはハードルを高く設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型の住民投票制度を本市において設けるべきであると考え、自治基本条例に住民投票を規定したという経緯があります。

（裏面あり）

よって、本市における住民投票制度は、あくまでも市民自治の推進を目的としているものであり、また、二元代表制を補完するものとして、市民にとっていざというときのための伝家の宝刀としての役割を持つものであり、この制度が存在することで、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと位置付けています。

なお、本市における住民投票制度は、投票結果に法的な拘束力がある「拘束型」の制度ではなく、市政の重要事項について住民の意思を確認する「諮問型（尊重型）」の制度であり、市長と議会はその結果を尊重したうえで、市政への反映について議論していくものです。一方、投票しない人が多い住民投票の結果まで尊重することは適切ではないと考え、投票結果には一定の成立要件を設けることを検討していますが、行政の透明性を確保するため、本市においては成立、不成立にかかわらず投票結果を開票することとしています。また、市の廃止、設置、分割、合併や市境の変更といった廃置分合及び境界変更については、自治体の憲法事項（市民全体に影響する最も重要な事項）であるため、実施しようとするときは必ず住民投票を実施することとしています（自治基本条例第19条）。

住民投票条例（仮称）の制定に向けて、特に重要と思われる15の論点を選定するとともに、これらの論点についての方向性を検討し、骨子案として取りまとめました。骨子案については、市ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。

*武蔵野市ホームページ「住民投票制度について」

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html



2 今後の予定

本アンケートのほか、令和3年2月15日から3月15日に行ったパブリックコメント、3月7日に実施した市民意見交換会等による意見を踏まえ、令和3年度の上半期中に骨子案に基づく条例素案の検討を行います。検討の結果作成した条例素案に関するパブリックコメントを令和3年度の下半期に行い、その意見反映を行ったうえで、条例案を市議会に上程し、令和3年度中の制定及び令和4年度中の施行を目指します。

3 アンケートについて

本アンケートは、令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上のかた2,000名を無作為に選び、送付させていただきました。アンケートの提出方法につきましては、アンケート回答用紙をご確認ください。

【お問合せ先】 武蔵野市総合政策部企画調整課 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

※返信用封筒の郵便番号は、料金受取人払の関係から〒180-8790 となっています。

電話：(0422) 60-1801 Mail：SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp



～住民投票制度に関する市の考え方～

投票できる人について

投票資格者は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を要する 18 歳以上の者とし、

外国籍市民も投票資格者に含める こととします。

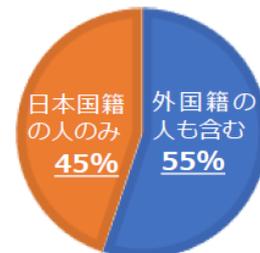
*なお、在留資格や在留期間などの要件は設けません。

【説明】

- 武蔵野市自治基本条例では、「武蔵野市に住所を有する 18 歳以上の者」が住民投票を請求できると定められています。
- しかし、請求できる人(=投票できる人)が日本国籍の人だけなのか、外国籍の人も含めるのかについては、自治基本条例の制定過程では結論が出なかったため、引き続き検討を進めてきました。
- この度お示しする市の考え方は、上記のとおり「外国籍市民も投票資格者に含める」ということです。その理由としては、以下の3点です。
 - ① 武蔵野市の市民自治のルールを定めた自治基本条例では、「市民」の要件に国籍の要素はありませんので、外国籍の人も「市民」に当然に含まれます。
 - ② 本市は、「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を目標として掲げています。誰もが安心して住み続けられるためには、多様性を認め合い、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する必要があると考えています。
 - ③ 国の投票制度では、日本国籍を有する人にしか投票資格が認められていません。しかし、本市の住民投票は、市の重要なことについて皆さんで考えていただき、それぞれの考え方を表明していただくための制度であるため、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の人も投票資格者とするのが大切であると判断しました。
- したがって、適法に在留資格を認められ、本市に住民登録のある外国籍の人は、日本国籍を有する人と同じ要件とします。(引き続き3か月以上在住の 18 歳以上の者)

【ほかの自治体では・・・】

- 常設型の住民投票制度をもつ全国78自治体のうち、43自治体が外国籍の人を投票資格者に含めています。(令和2年 12 月時点)
- そのなかでも、在留資格を特別永住者と永住者のみに限定している自治体が 28 自治体、それ以外の在留資格の人でも日本での在留期間が3年以上あるなどの要件を満たせば投票資格者に含めるとしている自治体 13 自治体があります。



【よくある質問】

Q 武蔵野市には何人くらいの外国籍の人が住んでいるの？

A 令和3年1月1日現在、本市には約3,200人の外国籍の人が住んでいます。
これは市全体の約2%です。

Q 外国籍の人については、3年以上住んでいる場合に投票資格を認めるなどしてはどうか？

A 日本国籍の人の場合は3か月在住で投票資格を得られるところ、外国籍の人のみに異なる在住期間の要件などを設けることには明確な合理性がないと判断しました。

Q ずっと住み続ける予定のない人もいるが、そういう人も投票資格者に含めてもいいの？

A 日本国籍の人の場合は、翌週に転出する予定の人も投票できること、外国籍の人のみに住み続けることを要件にすることには明確な合理性がないと判断しました。

Q 国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に、問題になる可能性があるのではないか？

A 外国籍の人に限らず、特定の集団だけで投票を提起できたり、投票の結果に影響を与える事態に陥らないよう、請求要件（必要署名数）や成立要件を設定することとします。

Q 外国人参政権との関連をどのように考えているの？

A ・参政権の代表として挙げられる選挙権は、政治を担う代表者を選ぶものであり、また、投票の結果が当落を厳密に定める拘束型の投票制度です。

・市の条例に基づく住民投票は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというものです。選挙とは性質が異なるとともに、拘束力を持たない諮問型（住民投票の結果を市長と議会が尊重する）という位置づけです。

地方政治における外国人参政権の問題は、この「代表者を選ぶこと」「拘束型の投票であること」を前提に議論されているものであるため、市の住民投票条例の中で外国籍の人が投票資格者となるということとは別物の議論であると考えています。よって、外国人参政権の議論において問題となる違憲性、違法性などの問題は発生しません。

～住民投票制度に関する市の考え方～

住民投票の実施を請求するために必要な署名数について

住民投票の実施を請求するために必要な署名数は、

投票資格者の4分の1以上 とします。

*令和3年1月1日現在 約 32,000 件になります。

【説明】

法律に基づく住民投票は、有権者の50分の1以上の署名を集めることで、請求ができますが、議会の議決がないと住民投票は実施されません。一方で、本制度における住民投票は、必要な署名数が集まれば、議会の議決がなくても住民投票が実施されるというものです。そのため、この制度が濫用・悪用されることがないように、一定以上の高い署名要件が必要ですが、住民投票の実施が非現実的とならないよう、収集可能な署名要件である必要があります。そのため、以下のとおり検討を行いました。

① 最低限のラインは、6分の1以上

「市町村の合併」を請求する制度において、一度議会が否決した請求に対して、有権者の6分の1以上の署名を集めることで住民投票が行われ、賛成多数の場合には、議会が可決したこととみなし、合併に向けた検討が開始されます。

市政運営は、二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくという大前提がある中、議会が可決したものとみなすということは相当な重みを持つと考えられるため、少なくとも6分の1以上よりも低く署名要件を設けるべきではないと判断しました。

② 最大のラインは、3分の1以上

議会の解散や議員及び長の解職請求(リコール)の制度においては、有権者の3分の1以上の署名を集めることで、議会の議決を経ずに、住民投票が実施され、賛成多数の場合は、議会の解散や、議員や長の解職をすることができます。

一方、本制度における住民投票は、市の政策や課題等に対して、住民が意思を表明するためのものです。状況によっては、市民全体の意向と市長・議会の考えが異なる方向を向いているという場合が想定されますが、市長・議会に対し、不信任を示すリコールができる署名数と同じ重さを持つとまでは言えないと考えられます。そのため、3分の1以上よりも高く署名要件を設けるべきではないと判断しました。

③ 署名要件は、4分の1以上

「6分の1以上で3分の1以下」として検討した結果、その中間の4分の1以上とすることが、適当だと考えました。署名要件を4分の1以上としたときの必要署名数は、約 32,000 件と相当な数であり、制度の濫用を防止できる規模であると考えます。

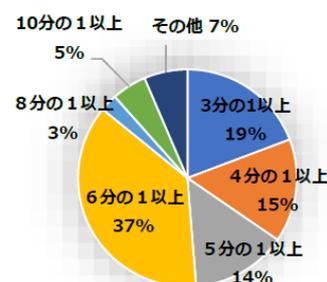
なお、有権者数が本市に近い他自治体において、過去に以下のような署名収集の実例があります。

自治体名	有権者数	署名数(収集期間)
鳥取県鳥取市(平成23年)	約 158,000 人	約 54,000 件(1か月)
広島県尾道市(平成27年)	約 118,000 人	約 25,000 件(1か月)
東京都武蔵野市	約 128,000 人	必要署名数 約 32,000 件(2か月)

【ほかの自治体では・・・】

- 常設型の住民投票制度をもつ全国78自治体の必要署名数の制定状況は以下のとおりです。(令和2年12月時点)

3分の1以上:15自治体	4分の1以上:12自治体
5分の1以上:11自治体	6分の1以上:29自治体
8分の1以上:2自治体	10分の1以上:4自治体
その他:5自治体	



【よくある質問】

- Q** 1回の住民投票にはどのくらいの費用がかかるの？
- A** 約4,200万円の費用が必要と試算しています。
- Q** 署名はどのくらいの期間で集めればいいのか？
- A** 現在の案は2か月間です。法に基づく議会の解散請求や市町村の合併を請求するときは、1か月間であるところ、その倍の期間を設けることを想定しています。
- Q** 全国的に、法律に基づく住民投票は実施されているの？
- A** 有権者の50分の1以上の署名を集めて請求しても、約9割において議会が否決しているという状況があります。直近の横浜市や品川区においても、必要署名数を大幅に超える署名が収集されましたが、議会が否決し、住民投票は実施されていません。
- Q** 署名要件が4分の1以上というのはあまりにハードルが高すぎるのではないかと？
- A** 法律に基づく50分の1以上の署名要件は、市民全体の代表である議会の議決というフィルターを通すからこそ、住民のうちのごく一部（本市では約2,600人）という規模での請求ができるものです。これが、議会というフィルターを通さずに投票が実施されることになるため、ごく一部の住民の請求で簡単にできてしまうことは、さまざまな利害や、場合によっては悪意を持った提起により投票が実施されるということになり、市政の安定性が失われ、市民全体の不利益につながりかねません。よって、この投票が行われるのは、市民全体を二分するような大々的な議論が巻き起こった時や、市民全体から相当の政治不信を招く状況が生じた場合など、「よほどの事態」であることが想定されます。この「よほどの事態」と判断できるのは、果たしてどれくらいの署名要件に相当するか、という視点で検討した結果、前ページのとおり4分の1という結論に至ったものです。

住民投票条例（仮称）骨子案に関する無作為抽出市民アンケート

回答にあたってのお願い

1 まずは①「本市における住民投票制度の趣旨」と②③「～住民投票制度に関する市の考え方～」をお読みください。

2 以下の設問について、あてはまる選択肢の番号に○をつけて、その理由を（ ）の中に記入してください。

3 回答したアンケートは、**3月31日（消印有効）まで**に、返信用封筒に入れて郵送してください。差出人記名欄がありますが、記名は不要です。また、切手も必要ありません。

郵送のほか、メール、ファックス、直接、市役所企画調整課への提出も受け付けています。

なお、アンケート内容について、分からないことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

※Webからも回答ができます。以下のページのリンク先からユーザーIDとパスワードをご入力の上、ご

回答ください。 ■ユーザーID: touhyou パスワード: 20210331

[http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html)

[kikakuseisakushitsu/1031353/index.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html)



【提出・問合せ先】 武蔵野市総合政策部企画調整課

電話:0422-60-1801 ファックス:0422-51-5638

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

問1 ②「外国籍市民も投票資格者に含める」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

1 賛成	2 反対	3 その他
理由 ()		

問2 ③必要署名数を「投票資格者の4分の1以上」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

1 賛成	2 反対	3 その他
理由 ()		

問3 そのほか、住民投票条例（仮称）骨子案についてご意見がありましたらお聞かせください。

※記入欄が足りない場合は、裏面に記入してください。

問4 あなたの年齢を教えてください。

1	10 歳代	2	20 歳代	3	30 歳代	4	40 歳代
5	50 歳代	6	60 歳代	7	70 歳代	8	80 歳以上

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

皆さまからいただいたご意見を踏まえて、今後の住民投票条例（仮称）の検討を進めてまいります。

6 武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会

■武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第19条第5項の規定に基づき制定する武蔵野市住民投票条例（仮称）（以下「条例」という。）について検討するため、武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 条例の骨子案に関すること。
- (2) 条例の案に関すること。
- (3) 条例の周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、市長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は総合政策部を担任する副市長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（設置期間）

第5条 委員会の設置期間は、第3条の規定による任命の日から令和4年3月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年12月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

■委員名簿

肩書	氏名
総合政策部を担任する副市長	笹井 肇
総合政策部長	吉清 雅英
総合政策部行政経営担当部長	樋爪 泰平（令和3年3月31日まで） 河戸 直也（令和3年4月1日から）
総務部長	清水 雅之（令和3年3月31日まで） 藤本 賢吾（令和3年4月1日から）
総合政策部企画調整課長	真柳 雄飛
総務部総務課長	久保田 由香里
総務部自治法務課長	河戸 直也（令和3年3月31日まで） 茅野 泰介（令和3年4月1日から）
総務部情報管理課長	横山 充
市民部市民活動推進課長	田上 博之（令和3年3月31日まで） 馬場 武寛（令和3年4月1日から）
選挙管理委員会事務局長	天野 裕明

■事務局

肩書	氏名
総合政策部企画調整課 主査	加藤 文彦
総合政策部企画調整課 主任	相馬 陽香
総合政策部企画調整課 主事	大山 真幸

■検討委員会日程

【令和2年度】

回	開催日	内容
第1回	令和2年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> これまでの検討経過及び住民投票の基本的な考え方について 住民投票実施の流れについて 主要な論点について（住民投票の実施、重要事項及び除外規定、住民投票の投票資格者、住民投票の請求）
第2回	令和2年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> 主要な論点について（署名の収集期間、署名簿の審査期間、成立要件、住民投票の結果）
第3回	令和2年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> 主要な論点について（住民投票の請求の制限、住民投票の形式、住民投票の執行、住民投票の期日）
第4回	令和3年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> 主要な論点について（情報提供、投票運動、廃置分合と境界変更）
第5回	令和3年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 主要な論点について（各論点資料の修正点について） 骨子案の参考資料等について
第6回	令和3年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案について

【令和3年度】

回	開催日	内容
第1回	令和3年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会について ・ 条例制定スケジュールについて ・ 骨子案への意見及び方向性の整理について ・ 住民投票実施の流れについて ・ 条例素案について <ul style="list-style-type: none"> ①目的 ②定義 ③境界変更 ④重要事項
第2回	令和3年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案について <ul style="list-style-type: none"> ⑤投票資格者 ⑥住民投票の請求 ⑦住民投票の形式 ⑧代表者証明書の交付等 ⑨署名等を求める手続 ⑩署名収集における禁止事項 ⑪署名簿の提出等 ⑫審査名簿の調製 ⑬署名等の審査等 ⑭署名等の取消し ⑮署名等の効力
第3回	令和3年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案について <ul style="list-style-type: none"> ⑯実施の決定 ⑰住民投票の期日 ⑱投票資格者名簿の調整等 ⑲投票所 ⑳投票管理者及び投票立会人 ㉑投票資格 ㉒投票の方法 ㉓期日前投票等 ㉔無効投票
第4回	令和3年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案について <ul style="list-style-type: none"> ㉕情報の提供 ㉖住民投票運動 ㉗開票所等 ㉘開票管理者及び開票立会人 ㉙住民投票の成立要件 ㉚開票結果の告示及び通知 ㉛投票及び開票 ㉜再請求の制限期間 ㉝投票結果の尊重 ㉞委任
第5回	令和3年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案について（前回会議までの検討事項） ・ 規則規定事項について ・ 条例素案参考資料の確認
第6回	令和3年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例素案の最終確認